

はじめに

(完成時は、市長の言葉が入ります)

令和7年3月

山県市長 林 宏優



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	3
4. 計画の策定体制	4
5. 計画の対象	4

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

1. こども・若者を取り巻く現状	7
(1) 将来推計人口と高齢化率等の推移	7
(2) 人口構成・人口構成比の将来推計	8
(3) 18歳未満人口の推移	9
(4) 出生数と出生率の推移	9
(5) 母親の年齢階級別出生数の推移	10
(6) 合計特殊出生率の推移	10
(7) 一般世帯の平均世帯人員の推移	11
(8) 多子世帯の状況	11
(9) 婚姻率の推移	12
(10) 離婚率の推移	12
(11) 未婚率	13
(12) 年齢別就業率	14
2. 子ども・子育て支援事業計画およびこども計画に関するニーズ調査	15
3. こども・若者を取り巻く課題	29

第3章 こども施策の推進

1. 基本理念	33
2. SDGs の視点	34
3. 施策体系	35
4. 基本計画	36
I ライフステージに応じた切れ目のない支援	36
(1) 基本施策 1 母親の妊娠期～乳幼児期	36
(2) 基本施策 2 学童期・思春期	41
(3) 基本施策 3 青年期	44
(4) 基本施策 4 ライスステージ全般	44
II 困難な状況にあるこどもへの支援	47
(1) 基本施策 1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	47
(2) 基本施策 2 児童虐待防止対策と社会的養護の推進	48
(3) 基本施策 3 貧困対策とひとり親家庭への支援およびヤングケアラーへの支援	49
III 子育て当事者への支援	51
(1) 基本施策 1 子育てに関する経済的負担の軽減	51
(2) 基本施策 2 職業生活と家庭生活の調和	51
IV 社会全体での支援	53
(1) 基本施策 1 子育て意識の醸成	53
(2) 基本施策 2 こども・若者の意見反映とこども施策の推進基盤づくり	53
5. 目標指標	54

第4章 子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保策）

1. 教育・保育提供区域	57
2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策	57
3. 地域子ども・子育て支援事業の量見込みと確保策	62

第5章 資料

1. 計画の策定経過	79
2. 山県市子ども・子育て会議	80



第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では少子高齢化の進展に伴い、地域社会の活力低下など将来に向けた課題が深刻になりつつあります。一方で、地域住民それぞれの価値観や生活様式が多様化し、講じていくべき施策も一律では対応できない場面も多く見受けられるようになってきました。子どもが過ごす環境も大きく変化し、子どもの生活にも影響を及ぼすおそれがあります。その過程の中で、子どもの貧困、ヤングケアラーといった社会問題もクローズアップされてきています。このような地域社会の中で、子どもを安心して産み育て、子どもが健やかに豊かに成長していくける環境を整えていくことが喫緊の課題になっています。

こうした子ども・子育てを取り巻く社会の変化を受けて、国では、子ども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、法に掲げられた子ども施策の立案、実施を担う行政機関として子ども家庭庁が発足し、さらに令和5年12月には「子ども大綱」が策定されました。

「子ども大綱」では、全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法および子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

山県市では、山県市「子育ち」応援条例を制定するとともに、自然と活力調和プラン（第3次山県市総合計画基本構想・前期基本計画、山県市デジタル田園都市国家構想総合戦略）の将来像を「子育ち応援のまち 山県市」とするなど、山県市を挙げて「子育ち応援」のまちづくりに取り組んでいるところです。

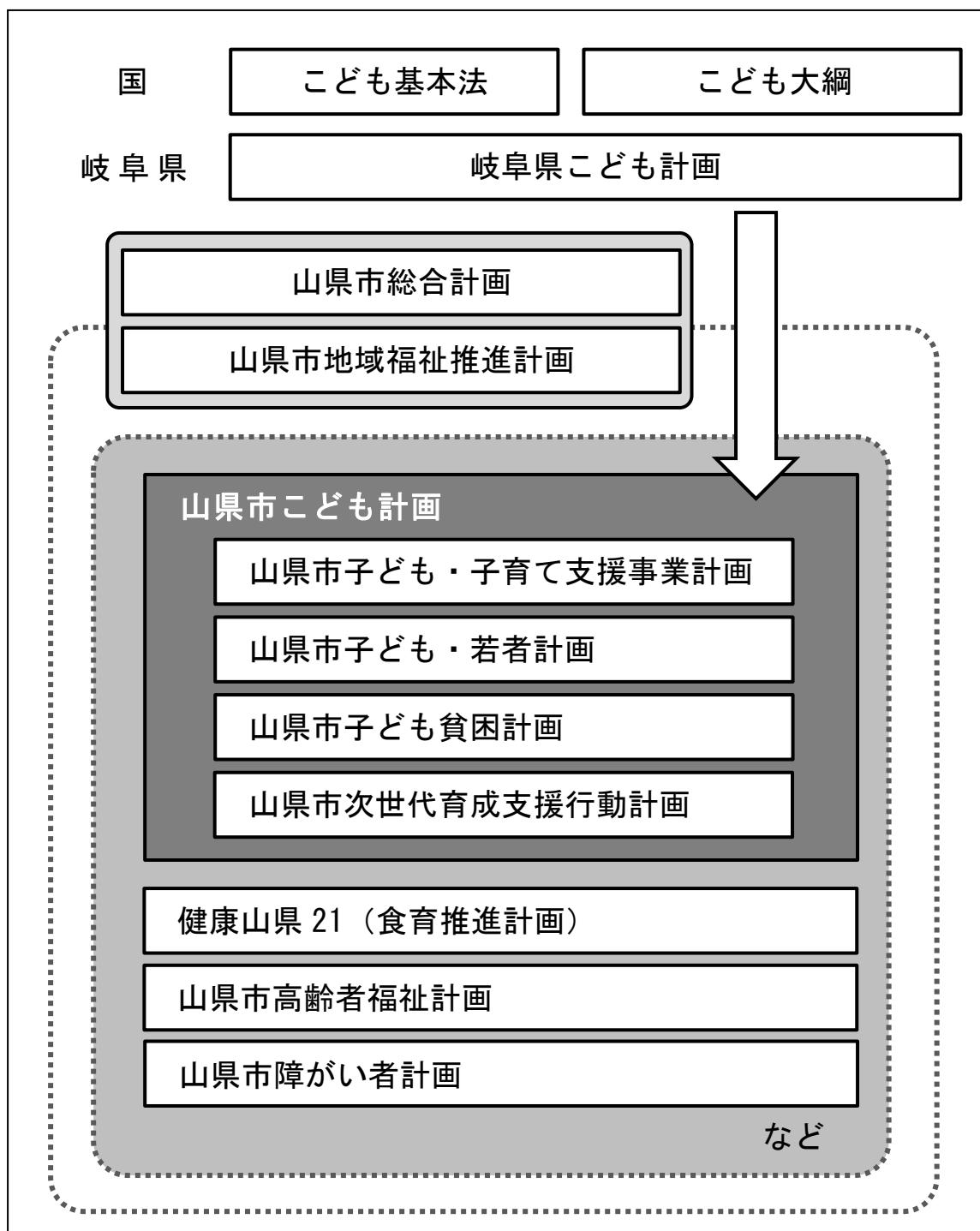
「子ども大綱」の基本的な考え方を踏まえつつ、これまで山県市において策定していた「子ども子育て支援事業計画」等をも包含した新たな「山県市子ども計画」を策定し、「子育ち応援」のまちづくりをさらに前に推進することとしました。

2. 計画の位置付け

こども基本法第10条（都道府県こども計画等）においては、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。

山県市総合計画を上位計画とし、山県市地域福祉推進計画、健康山県21（健康増進計画・食育推進計画）、山県市高齢者福祉計画、山県市障がい者計画など、市の関連計画との整合性を図るとともに、

「子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者計画」、「子ども貧困計画」「次世代育成支援行動計画」を包含する形で策定しました。



◆「こども基本法」(抄)

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
国							次期	
岐阜県		調査					次期	
山県市		調査					次期	

4. 計画の策定体制

(1) 山県市子ども・子育て会議

子どもの保護者、学識経験者、福祉・保健・医療・教育など関係者、公募委員で構成する「山県市子ども・子育て会議」を設置し、計画について審議しました。

(2) 子ども・子育て支援事業計画および子ども計画に関するニーズ調査

計画策定に先立ち、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯および中学生・高校生を対象として「子ども・子育て支援事業計画および子ども計画に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。〔詳細はP16 参照〕

5. 計画の対象

本計画においては、対象となる「子ども」を、子ども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」としています。

また、「子ども」の表記については、「「子ども」表記の推奨について（依頼）」（令和4年9月15日付内閣官房副長官補付子ども家庭庁設立準備室事務連絡）に基づき、平仮名標記の「子ども」を用いています。

なお、法令に根拠のある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「子ども」表記以外の語を用いる必要がある場合については「子ども」を用いています。



第2章

子ども・若者を取り巻く現状と課題

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

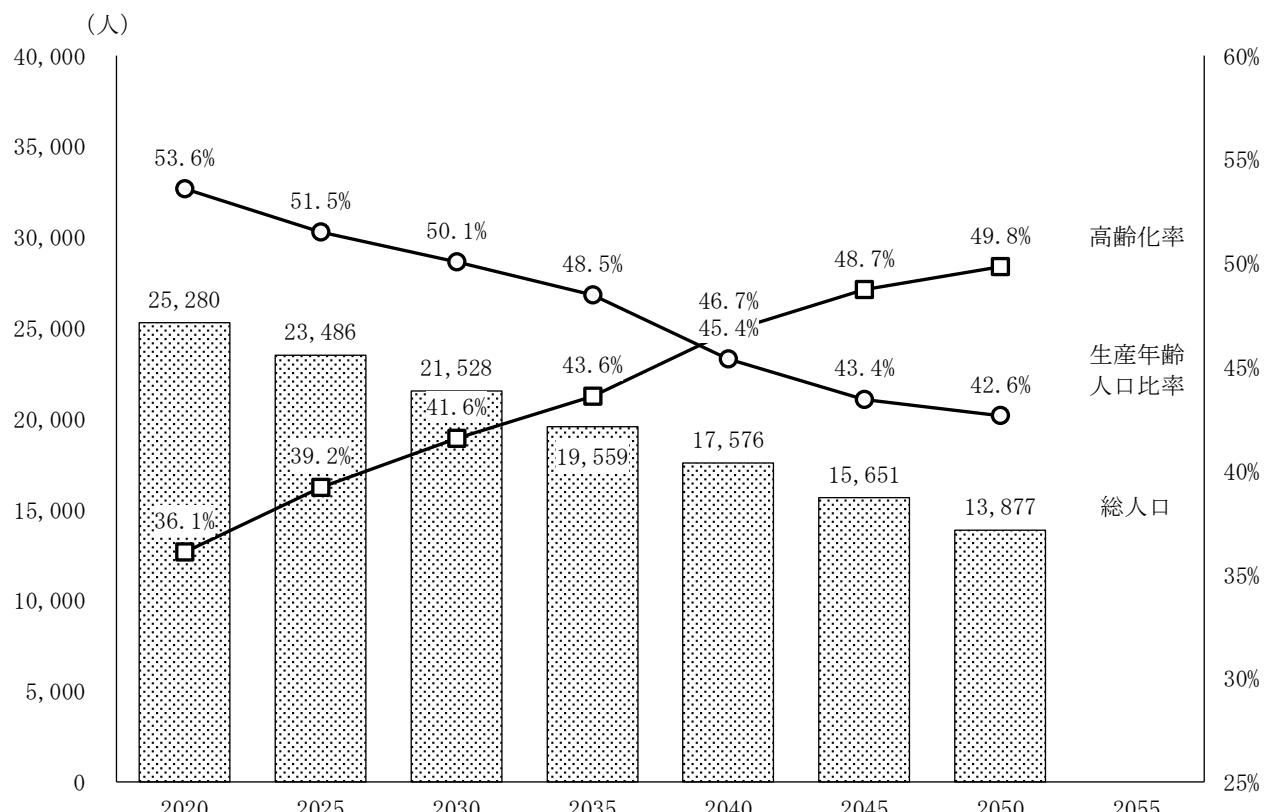
1. こども・若者を取り巻く現状

(1) 将来推計人口と高齢化率等の推移

「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、山県市における人口は、2025年から2050年の今後25年間で人口は、約40.4%減少（23,486人→13,877人）すると見込まれています（図表2-1-1）。

また、高齢化率をみると、増加を続け、2050年には49.8%に達し、高齢者が山県市の人口の約半数になると見込まれています。生産年齢人口比率（15歳～64歳）をみると、減少を続け、2050年には42.6%になると見込まれています。

図表2-1-1 将来推計人口



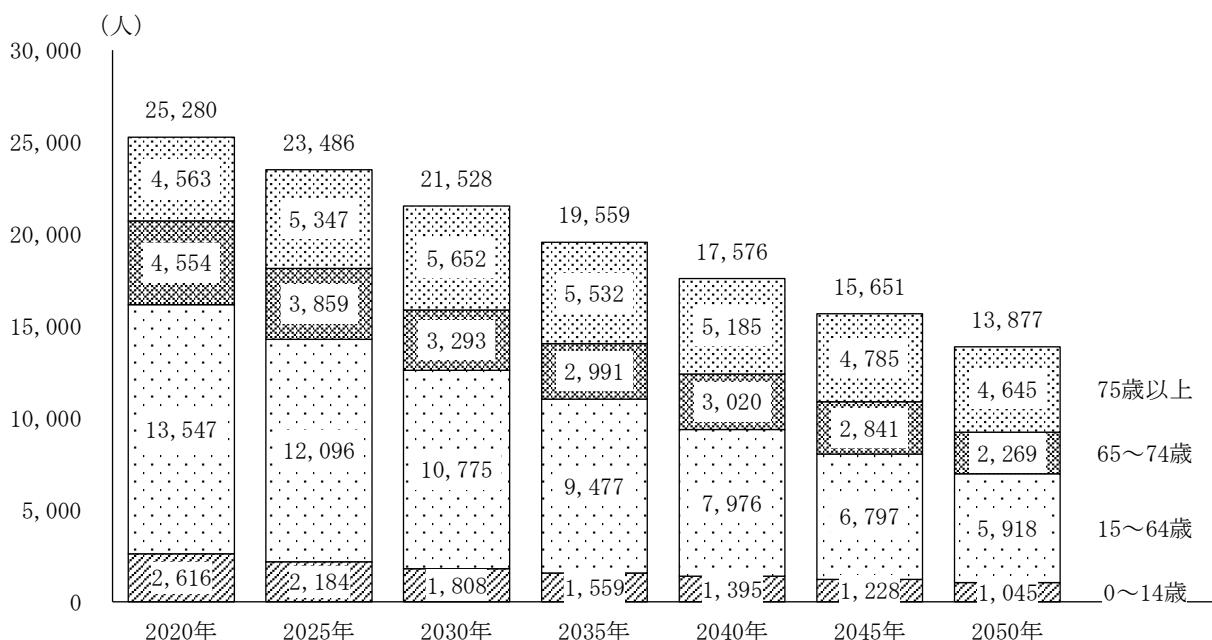
資料：「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」国立社会保障・人口問題研究所

各年10月1日時点の推計人口。2020年は国勢調査による実績値。以下、図表2-1-2、図表2-1-3において同じ。

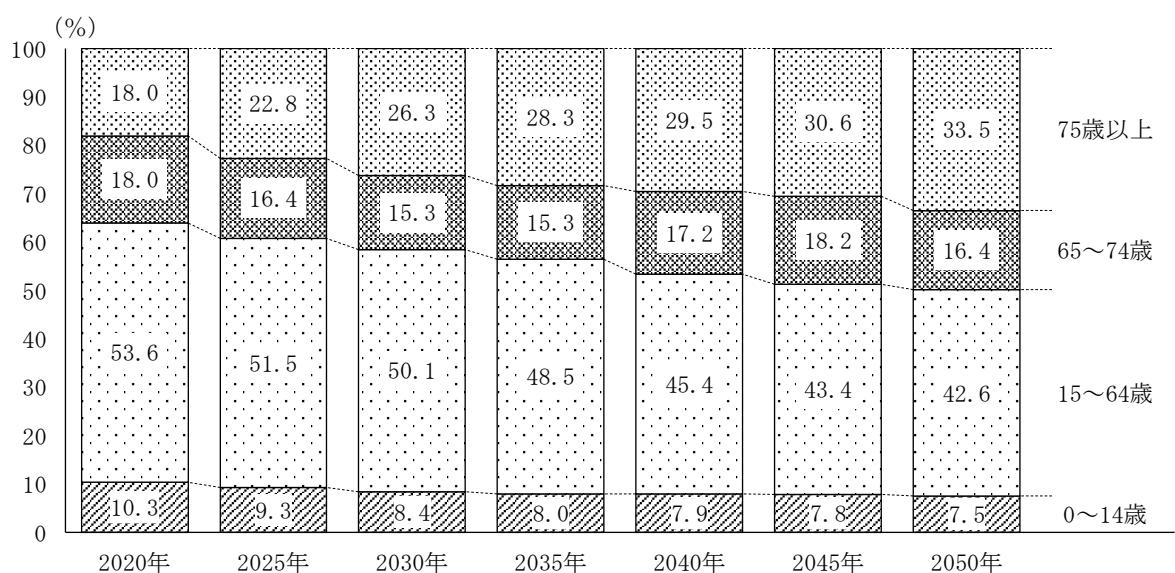
(2) 人口構成・人口構成比の将来推計

山県市における人口構成・人口構成比の将来推計をみると、前述のとおり、高齢化率（「65～74歳」および「75歳以上」の合計）は増加を続け、2050年には49.8%に達し、高齢者が山県市の人口の約半数になると見込まれていますが、特に「75歳以上」の割合が増加し、2050年では33.5%となり、約3人に1人の割合で「75歳以上の高齢者」となると見込まれています。また、「0～14歳」の人数および割合は、2050年においては1,045人、7.5%と低くなると見込まれています（図表2-1-2(1)、図表2-1-2(2)）。

図表2-1-2(1) 人口構成の将来推計



図表2-1-2(2) 人口構成の将来推計

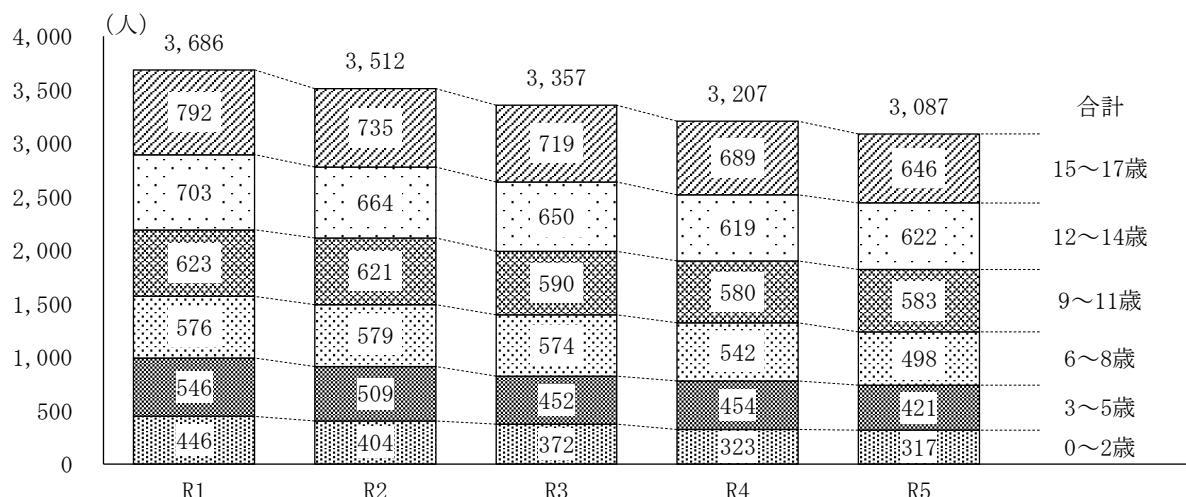


(3) 18歳未満人口の推移 [年齢3歳階級別]

令和5年3月末時点の本市における18歳未満の子どもの数は、3,087人となっています。令和元年から令和5年の4年間で、599人減少（約16.3%減）しています（図表2-1-3）。

年齢別にみると、年齢が下がるにつれて少なくなる傾向にあり、少子化が進展しているものと考えられます。

図表2-1-3 18歳未満人口の推移 [年齢3歳階級別]



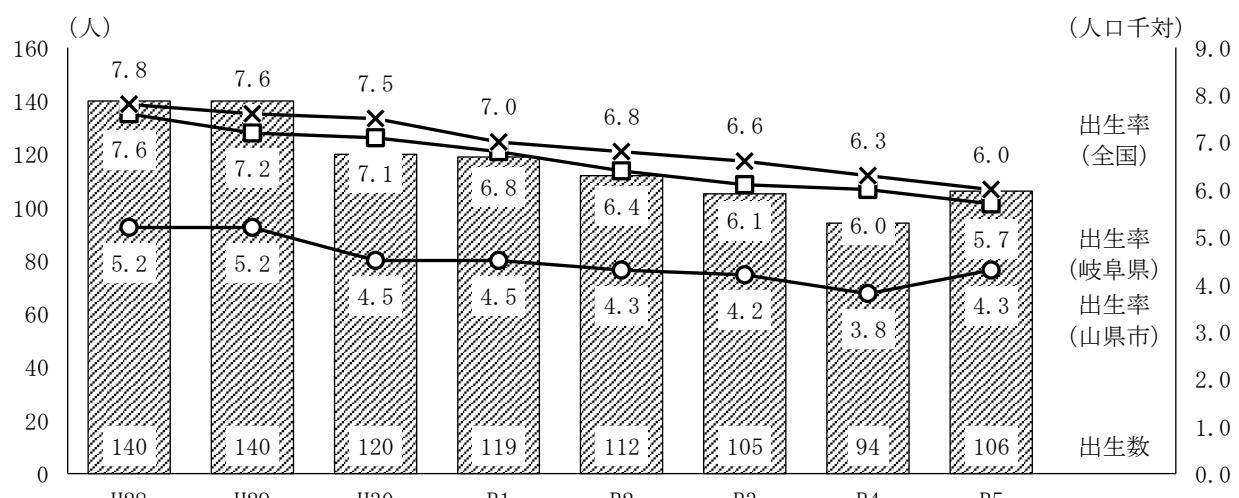
資料：指定区別年齢別男女別人口調

(4) 出生数と出生率の推移

岐阜県人口動態統計によると、本市における令和5年度の出生数は106人となっています。平成28年度の140人と比較して、34人減少（約24.3%減）しています（図表2-1-4）。

出生率については、本市は、全国および岐阜県と比較して低い割合で推移し、かつ減少傾向にあります。

図表2-1-4 出生数と出生率の推移



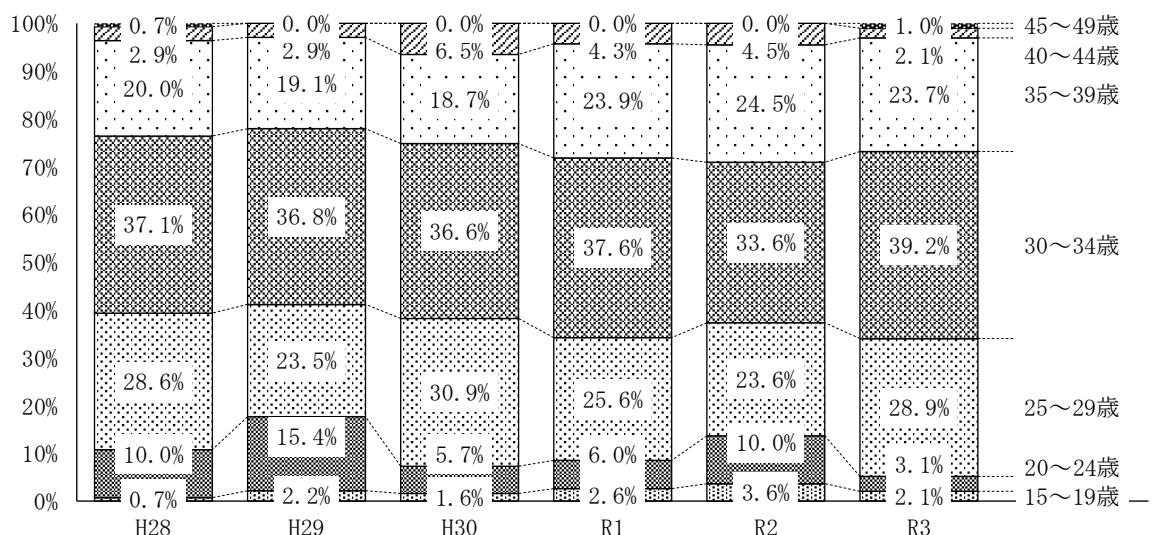
資料：岐阜県人口動態統計

(5) 母親の年齢階級別出生数の推移

母親の年齢別出生数をみると、「30～34歳」の割合が最も高くなっています（図表2-1-5）。本市においては「25～29歳」および「30～34歳」を合計した割合が約6～7割となっています。

図表2-1-5 母親の年齢階級別出生数の推移

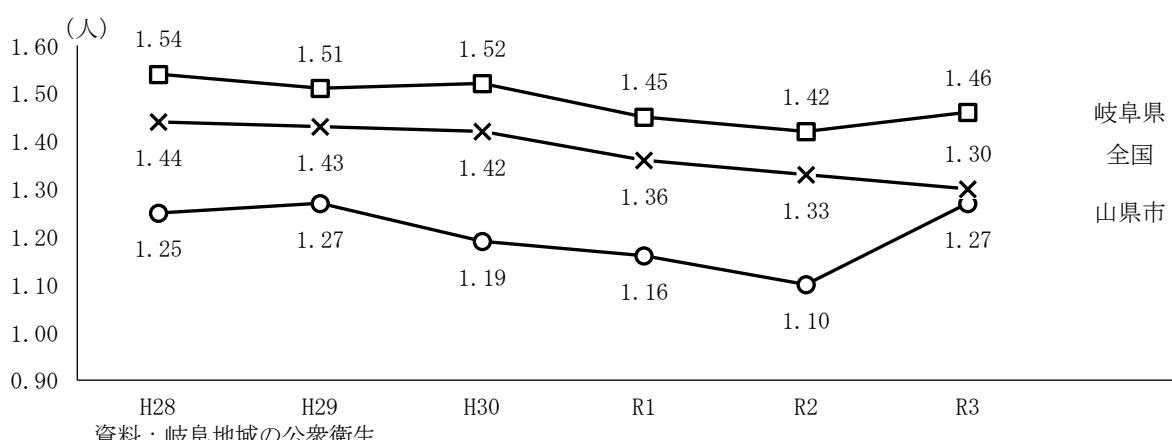
資料：岐阜県人口動態統計



(6) 合計特殊出生率の推移

人口規模の小さい自治体における合計特殊出生率は数値にばらつきが生じます。本市の合計特殊出生率もばらつきがありますが、平成28年から令和3年の期間については、1.1～1.27の間で推移しています。なお、本市の合計特殊出生率は、いずれの年も全国および岐阜県よりも低くなっています（図表2-1-6）。

図表2-1-6 合計特殊出生率の推移

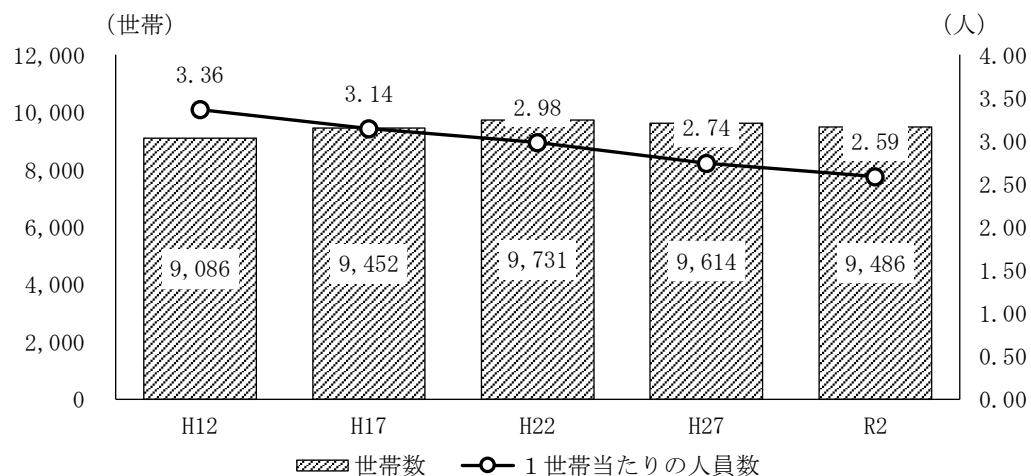


資料：岐阜地域の公衆衛生

(7) 一般世帯の平均世帯人員の推移

一般世帯の平均世帯人員の推移をみると、山県市は減少傾向が続き、令和2年においては、2.59人となっています（図表2-1-7）。

図表2-1-7 一般世帯の平均世帯人員の推移

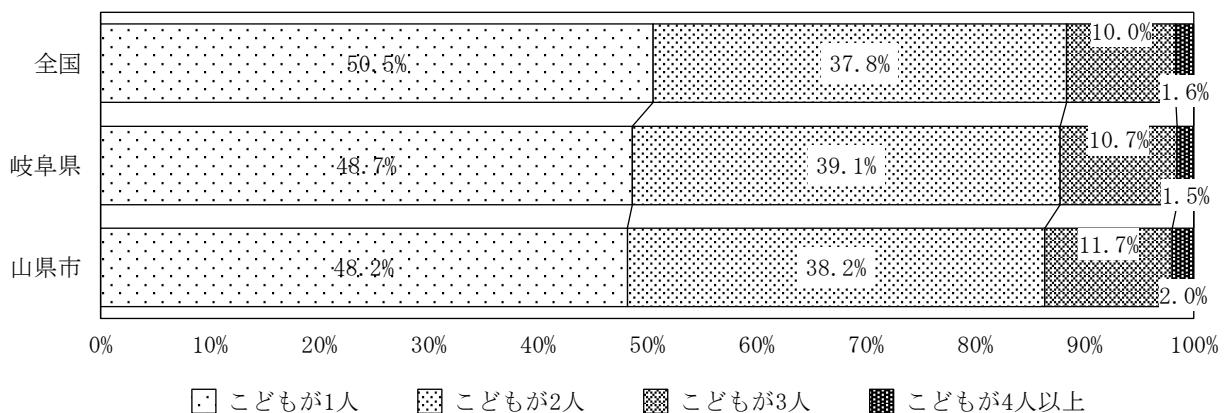


資料：国勢調査

(8) 多子世帯の状況

子どものいる夫婦世帯における子どもの数の状況をみると、「子どもが3人」および「子どもが4人以上」を合計した『子どもが3人以上』の割合は、山県市は13.7%となっており、全国11.6%、岐阜県12.2%よりも若干高くなっています（図表2-1-8）。

図表2-1-8 多子世帯の状況



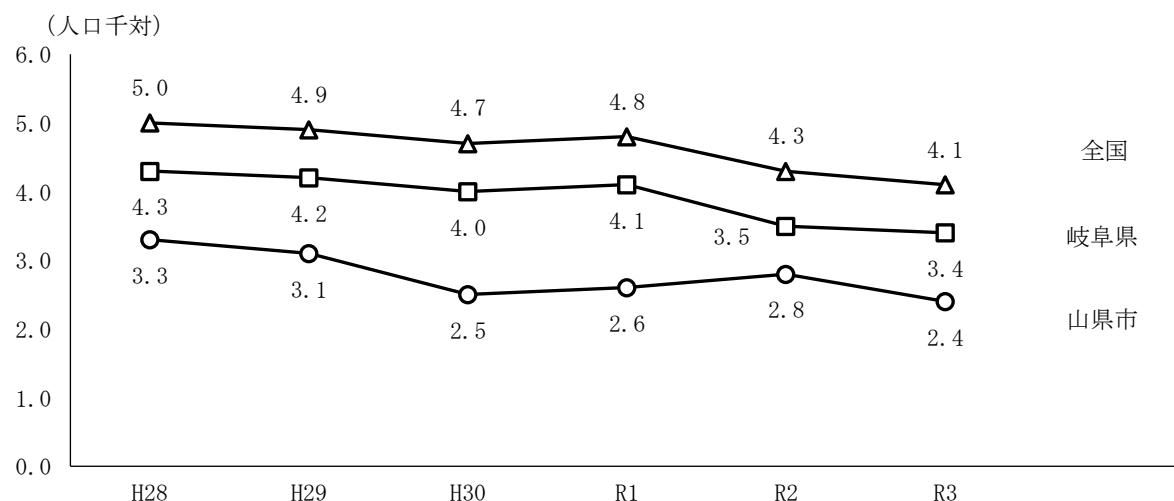
資料：国勢調査

（注）「子どもなし」の夫婦世帯を除き、「子どもがいる」夫婦世帯を対象として集計しています。

(9) 婚姻率の推移

本市における婚姻率は、令和3年において2.4となっており、全国および岐阜県と比較して低くなっています。また全国、岐阜県および本市のいずれにおいても減少傾向にあります（図表2-1-9）。

図表2-1-9 婚姻率の推移

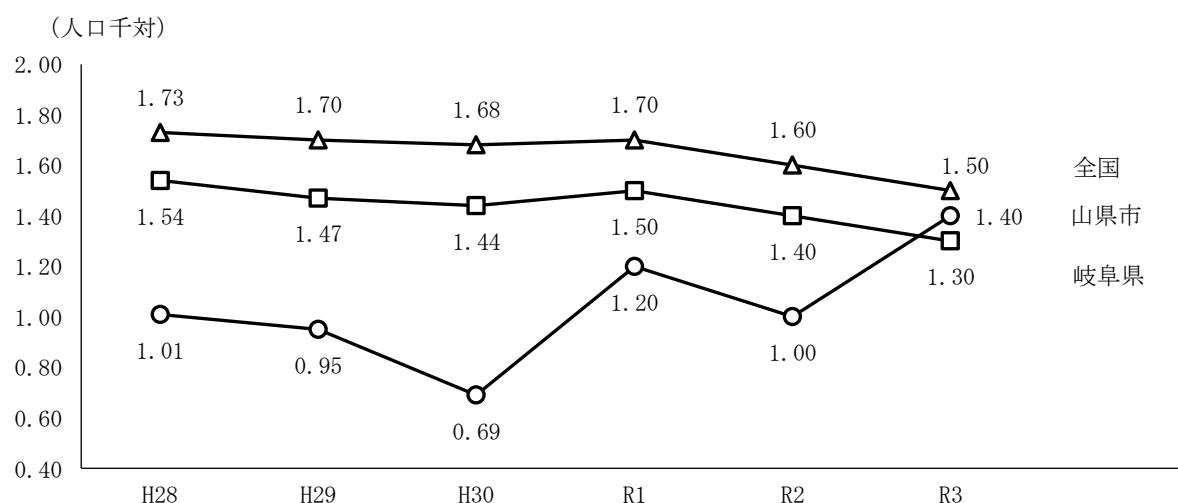


資料：岐阜地域の公衆衛生

(10) 離婚率の推移

本市における離婚率は、これまで全国および岐阜県と比較して低く推移していましたが、令和3年において岐阜県を上回り1.40となっています。また全国および岐阜県は減少傾向にありますが、山県市は近年増加傾向にあります（図表2-1-10）。

図表2-1-10 離婚率の推移



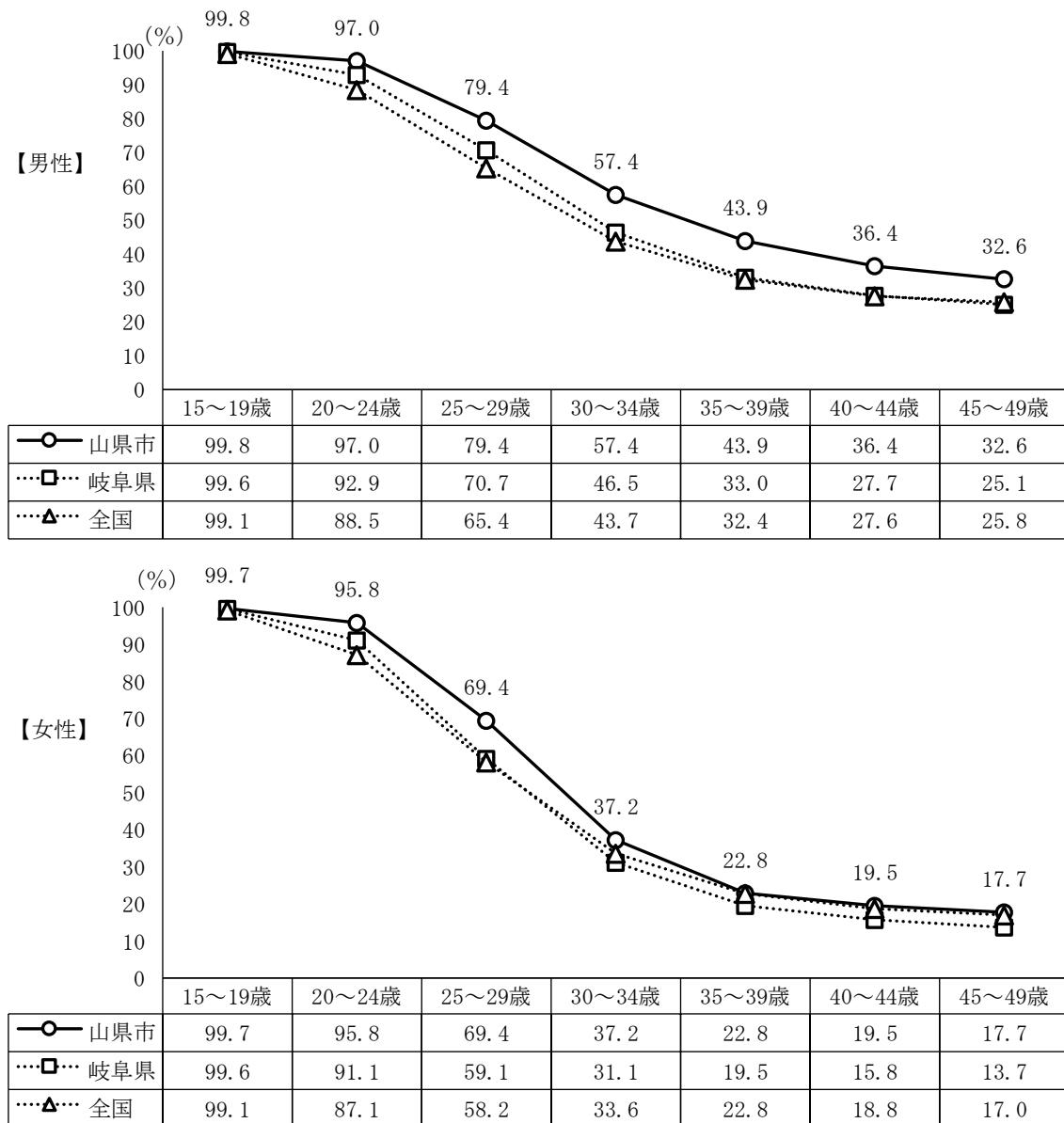
資料：岐阜地域の公衆衛生

(11) 未婚率

本市における未婚率を令和2年国勢調査の数値で年代別でみると、男性においては、「25～29歳」で79.4%、「30～34歳」で57.4%となっています。平成27年国勢調査の数値では、「25～29歳」で82.5%、「30～34歳」で56.8%となっていることから、「25～29歳」において未婚率が低下しているものの、依然として全国および岐阜県と比較して未婚率は高くなっています。

また、女性においては、「25～29歳」で69.4%、「30～34歳」で37.2%となっており、男性よりも低くなっています。平成27年国勢調査の数値では、「25～29歳」で66.3%、「30～34歳」で34.9%となっていることから、女性において未婚率は増加しつつありますが、依然として全国および岐阜県と比較して未婚率は高くなっています（図表2-1-11）。

図表2-1-11 年齢別未婚率



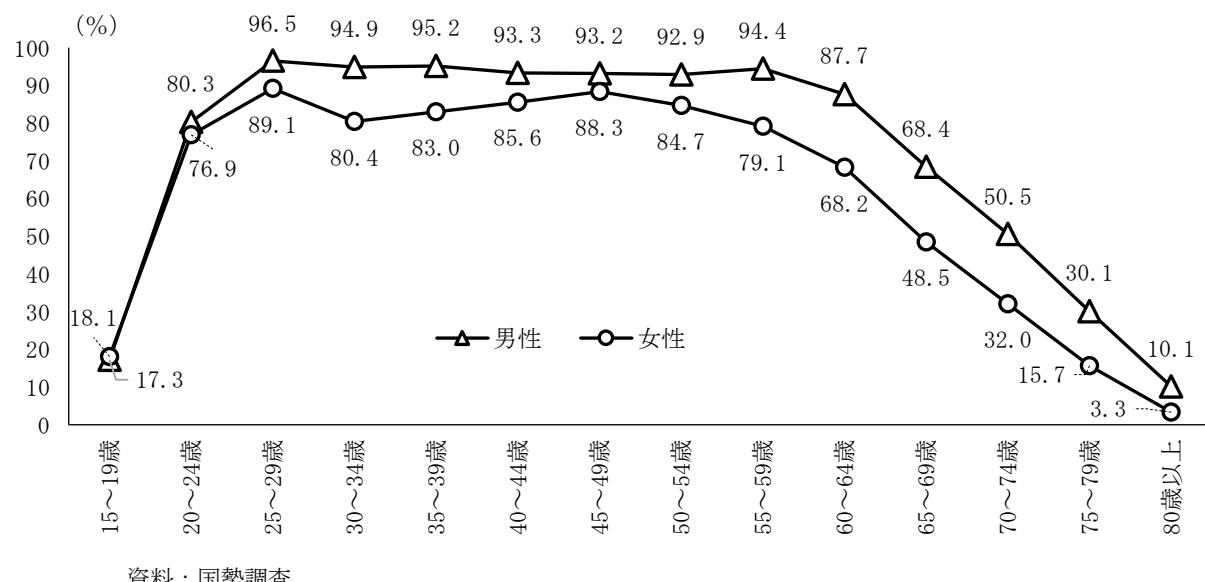
資料：国勢調査

(12) 年齢別就業率

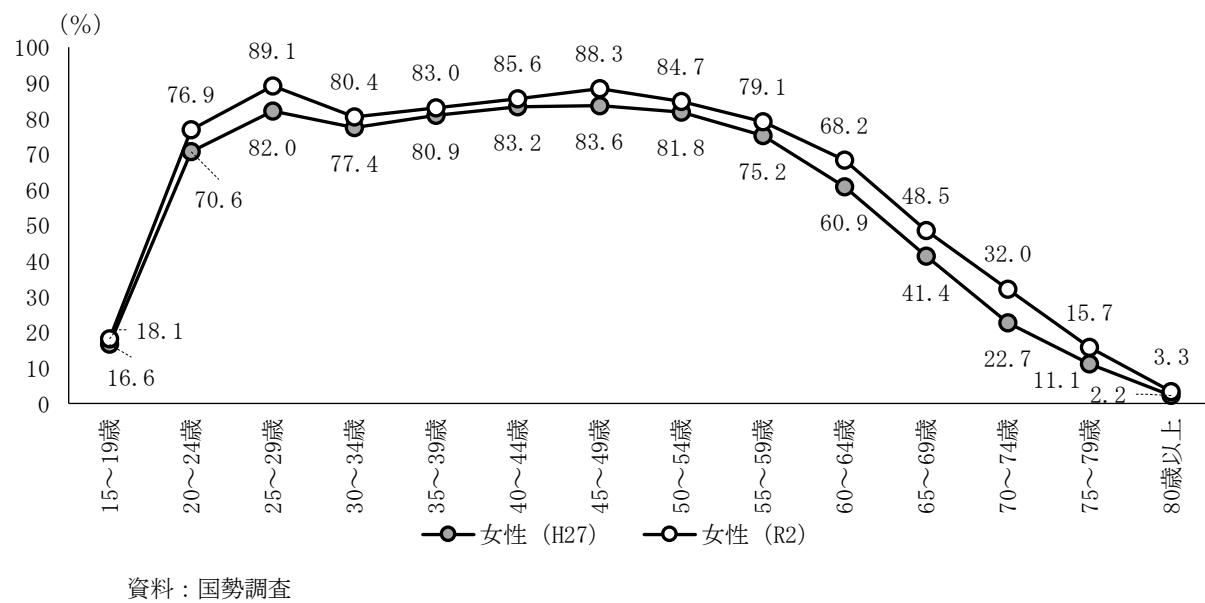
男性の就業率は、「25～29歳」から「55～59歳」までにおいて90%を超えており、また女性の就業率は、「25～29歳」から「50～54歳」までにおいて80%台となっており、男性の場合よりも約1割低くなっています。なお、「60～64歳」以降においては、徐々に就業率は低下しています（図表2-1-12(1)）。

また、女性の就業率の変化を平成27年と令和2年で比較すると、全ての年齢において就業率が上昇しています（図表2-1-12(2)）。子育て世代の年代も含めて、働く女性が増加していることがうかがえます。

図表2-1-12(1) 年齢別性別就業率



図表2-1-12(2) 年齢別就業率（女性）の変化（平成27年・令和2年比較）



2. 子ども・子育て支援事業計画およびこども計画に関するニーズ調査

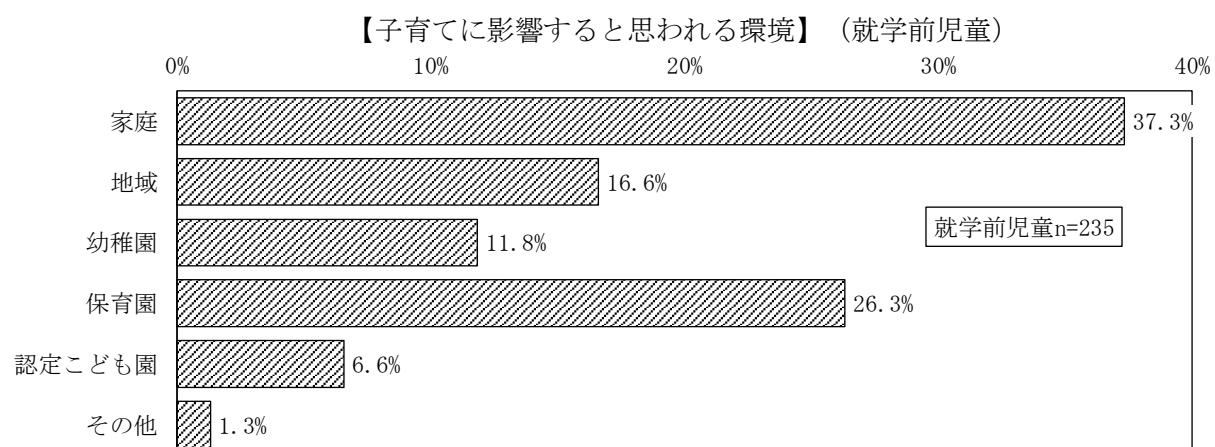
計画策定の基礎資料とするため、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯、中学生、高校生を対象としてた「子ども・子育て支援事業計画およびこども計画に関するニーズ調査」を実施しました。子育てサービスの利用状況や利用意向、子育ての不安や悩み、子育て意向、若者の意向などについてたずねています。

〔調査の概要〕

調査対象者	<p>■就学前児童保護者アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山県市在住の小学校就学前のこどもがいる家庭 602 通（無作為抽出） <p>■小学生保護者アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山県市在住の小学生のこどもがいる家庭 776 通 <p>■中学生・高校生アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山県市在住の中学2年生および高校2年生相当の生徒 中学生 199 通、高校生 193 通 	
調査方法	・LoGo フォームによる入力回答・回収 (※) 一部、郵送による回収	
調査期間	・令和5年12月18日～令和6年1月19日	
回収結果		回収数／対象者数
	就学前児童保護者アンケート	235／602
	小学生保護者アンケート	544／776
	中学生・高校生アンケート	153／392
		回収率
		39.0%
		70.1%
		39.0%

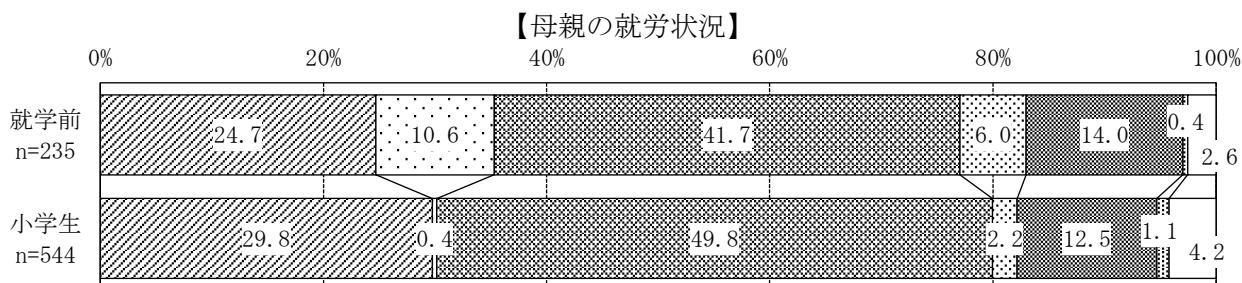
（1）子育てに影響すると思われる環境

子育てに影響すると思われる環境としては、「家庭」が37.3%と最も高く、次いで「保育園」26.3%、「地域」16.6%となっています。



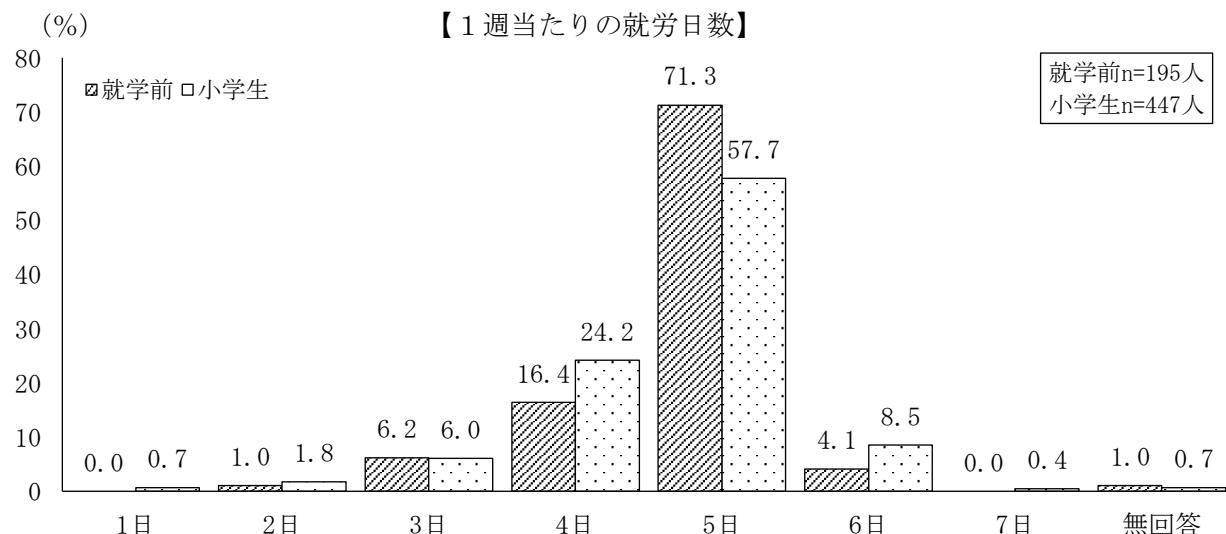
(2) 母親の就労状況

母親の就労状況について、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が、就学前児童の母親は41.7%、小学生の母親は49.8%で最も大きな割合となっています。フルタイムで働いている母親は、小学生の母親で29.8%、就学前児童の母親で24.7%と、小学生の母親の方が多くなっています。



- フルタイム (1週5日程度・1日8時間程度の就労) で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム (1週5日程度・1日8時間程度の就労) で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等 (「フルタイム」以外の就労) で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等 (「フルタイム」以外の就労) で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

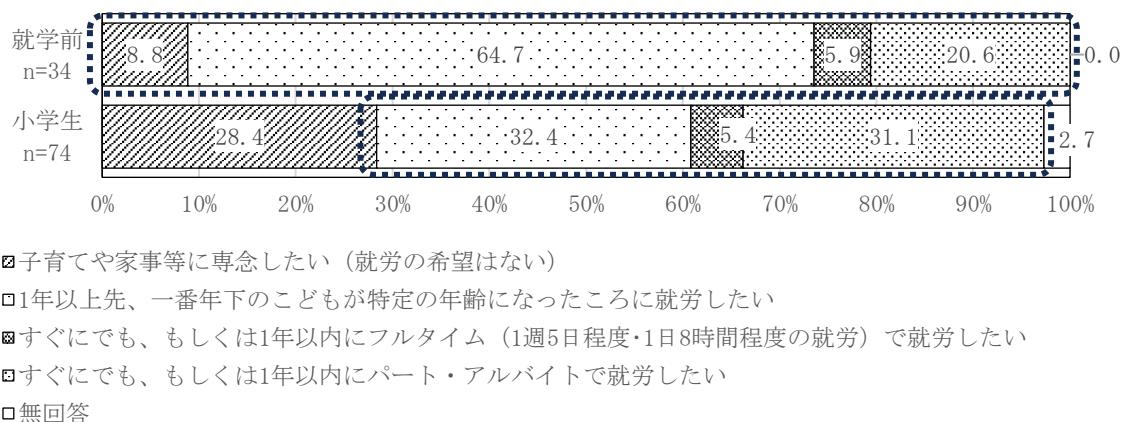
就労している母親の1週間の就労日数では、就学前児童、小学生ともに「5日」の割合が最も高く就学前児童の母親で71.3%、小学生の母親で57.7%となっています。



(3) 母親の就労希望

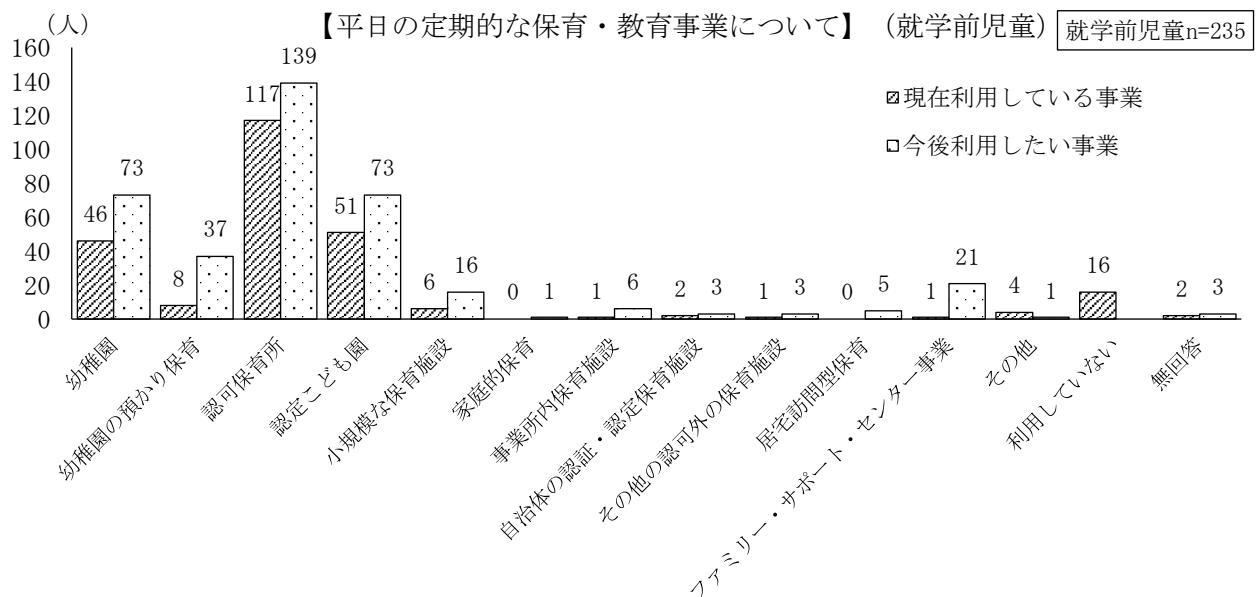
現在、就労していない母親の今後の就労希望をみると、「1年より先、一番下のこどもが一定の年齢になったら就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内にフルタイムで就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内にパート・アルバイトで就労したい」を合わせると就学前児童の母親が91.2%、小学生の母親が68.9%となっています。一方「子育てや家事等に専念したい（就労の希望はない）」の割合は小学生の母親で28.4%となっています。

【母親の就労希望】



(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業については、利用状況および利用希望とともに、「認可保育所」が最も多く、次いで「認定こども園」、「幼稚園」となっています。また、利用希望として、「ファミリー・サポート・センター」および「小規模な保育施設」へのニーズが他の選択肢よりも高くなっています。

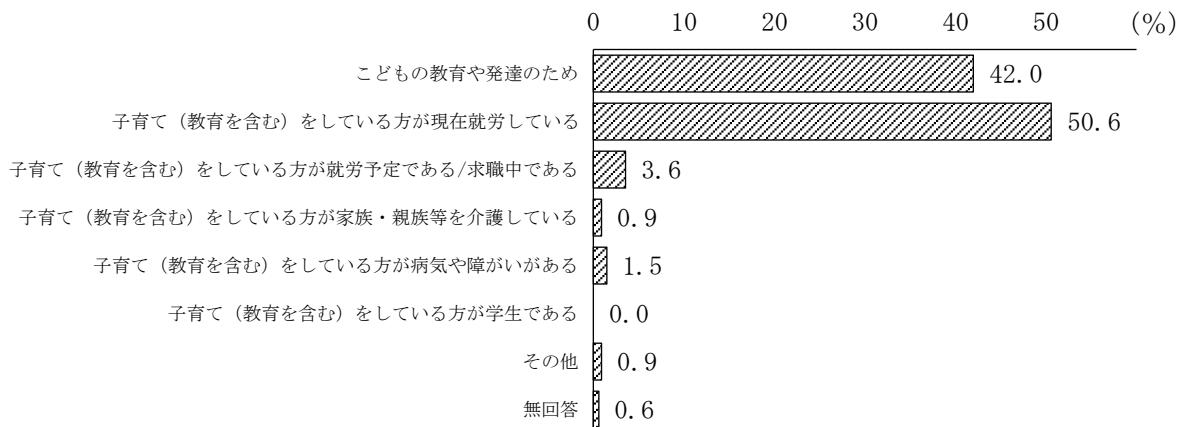


(5) 定期的な教育・保育事業を利用している理由

利用している理由としては、「子育てをしている方が現在就労している」の割合が 50.6%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」42.0%となっています。

【利用している理由】 (就学前児童)

就学前児童n=220人

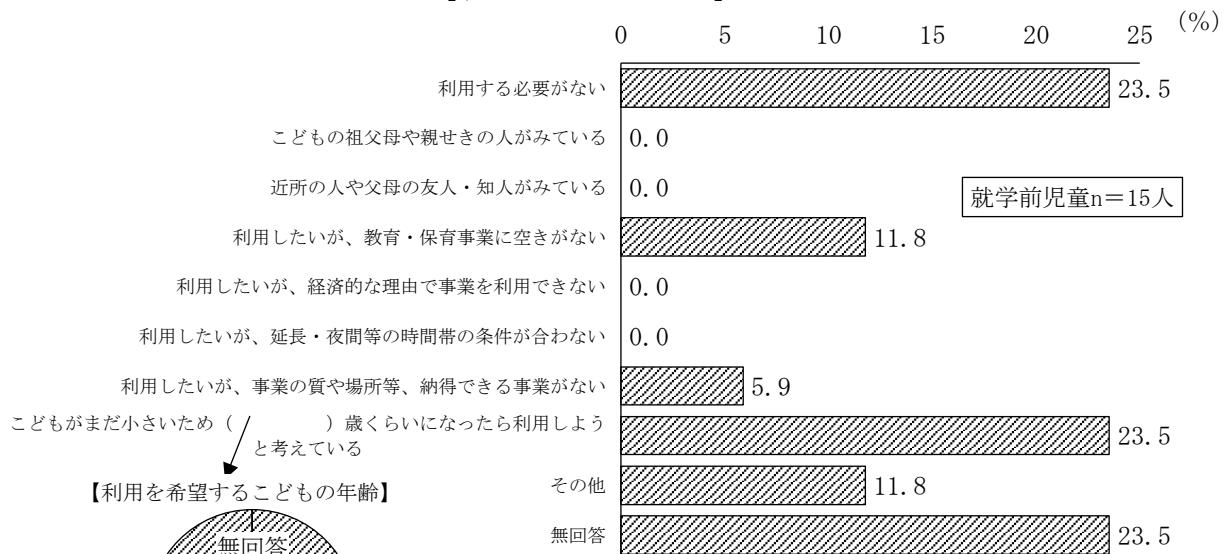


(6) 定期的な教育・保育事業を利用していない理由

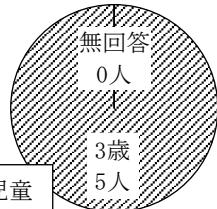
利用していない理由は、「利用する必要がない」および「子どもがまだ小さいため」が 23.5%と高くなっています。

【利用していない理由】

就学前児童n=15人



【利用を希望する子どもの年齢】

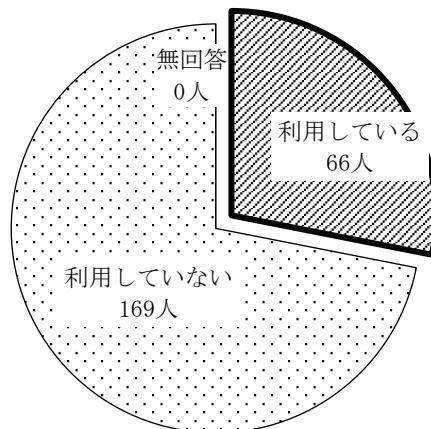


就学前児童
N=5

(7) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望

地域子育て支援拠点事業を利用している人が 66 人 (28.1%)、利用していない人が 169 人 (71.9%) となっています。

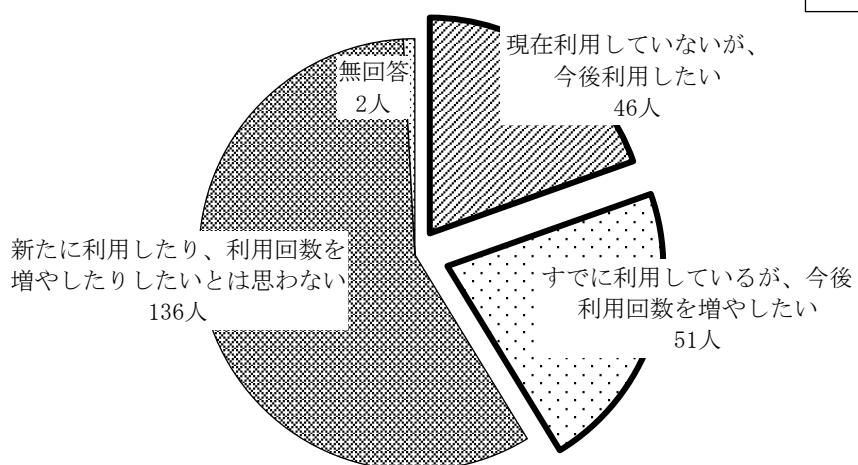
【現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況】(就学前児童)



地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望としては、「新たに利用したり、利用回数を増やしたりしたいと思わない」が 136 人 (57.9%) と最も高く、次いで、「すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい」 51 人 (21.7%)、「現在利用していないが、今後利用したい」 46 人 (19.6%) となっています。

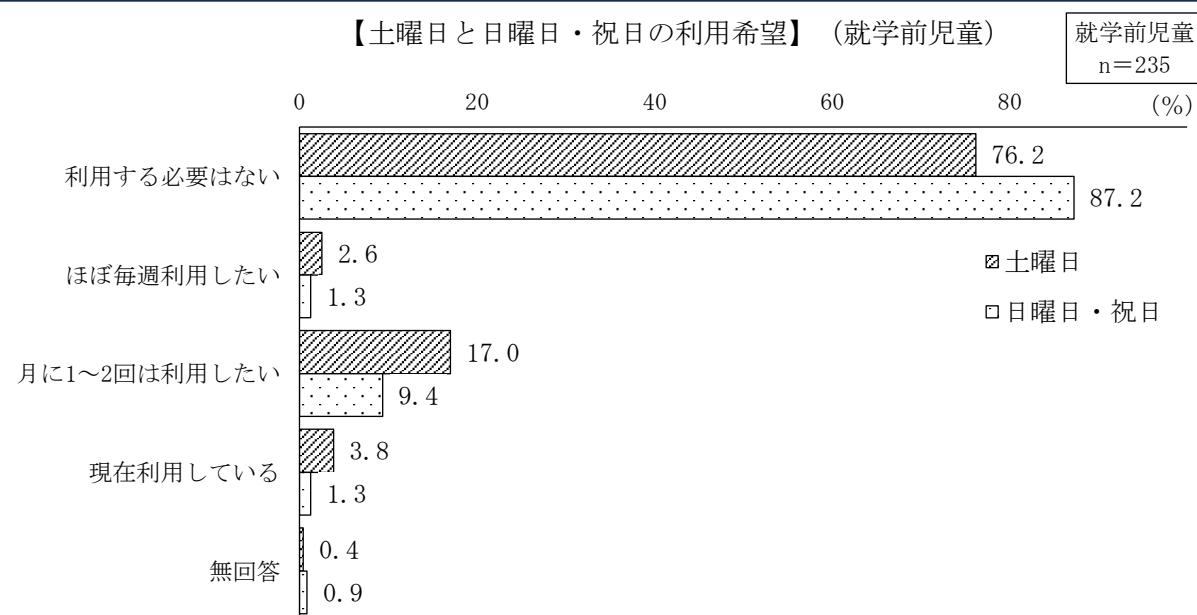
【地域子育て支援拠点事業の今後の利用について】
(就学前児童)

就学前児童
N=235



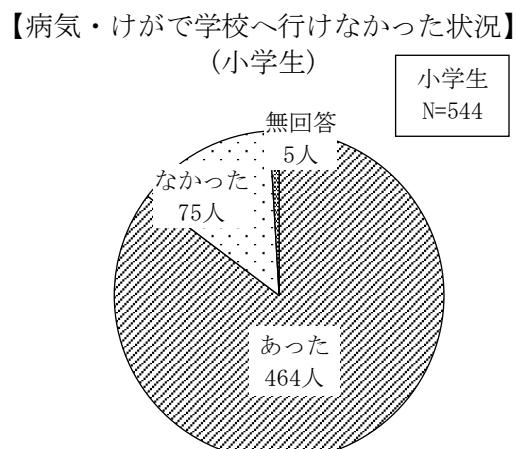
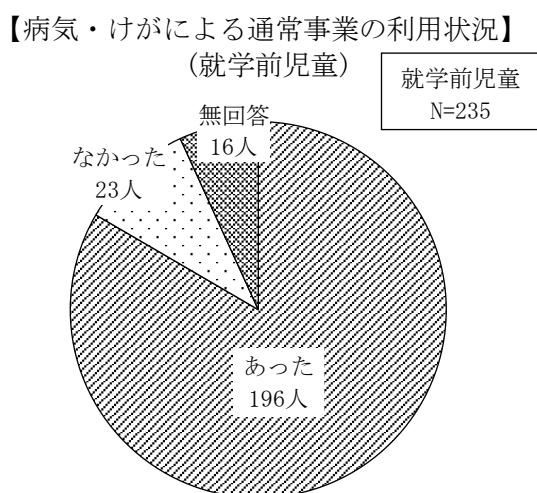
(8) 休日の教育・保育事業の利用意向

「利用する必要はない」と回答した人は、土曜日は 76.2%、日曜日・祝日は 87.2%となっています。「月に1～2回は利用したい」は、土曜日は 17.0%、日曜日・祝日は 9.4%となっています。



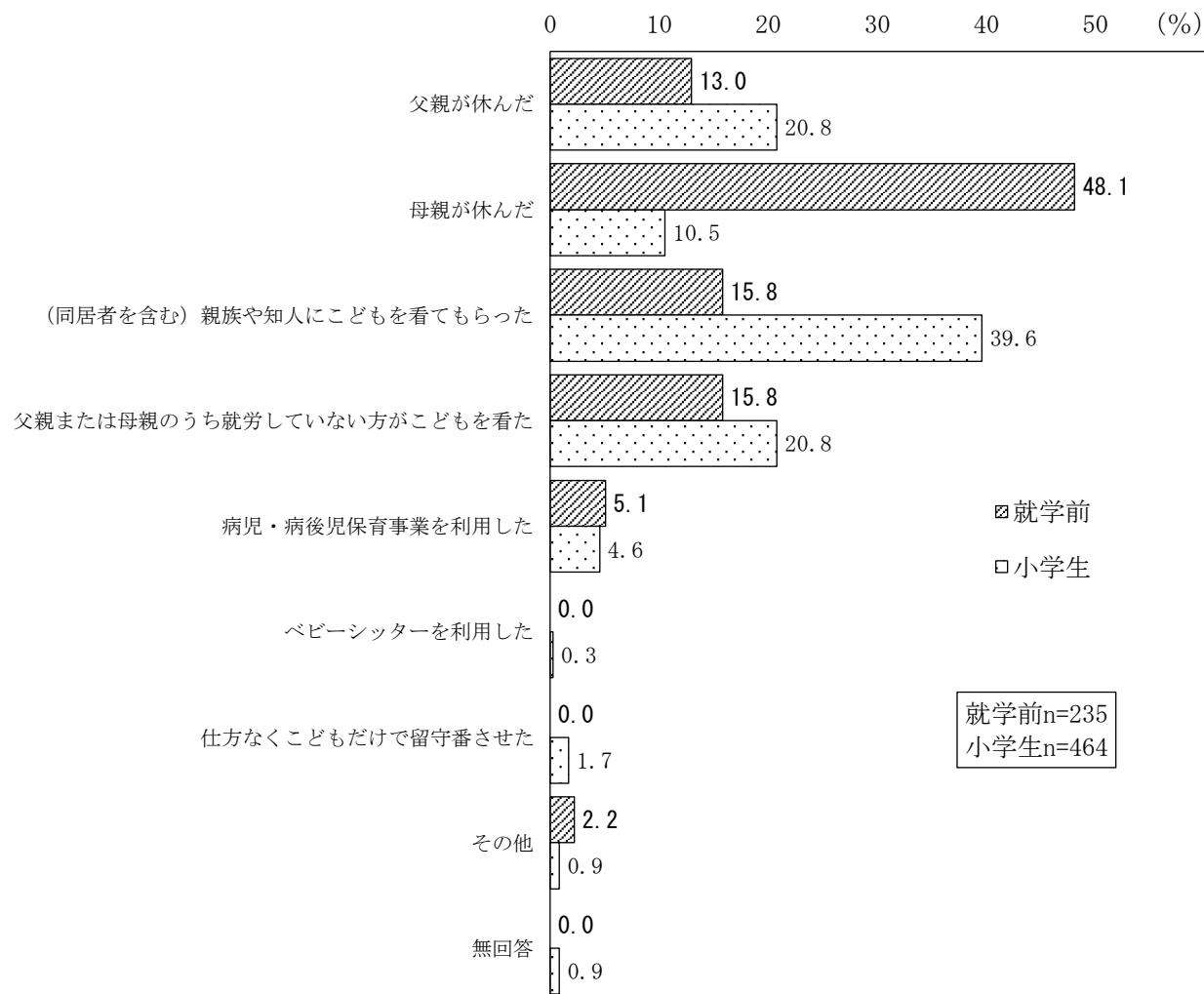
(9) 病気の際の対応

病気やけがの際に、通常の事業（保育園や幼稚園等）を「(利用できなかつたことが) あった」の割合が、就学前保護者で 196 人 (83.4%)、小学生保護者で 464 人 (85.3%) となっています。



病気やけがの際に、通常の事業（保育園や幼稚園等）を「（利用できなかつたことが）あった」時の対処方法としては、就学前保護者で「母親が休んだ」の割合が48.1%と最も高く、「父親が休んだ」は13.0%となっていますが、小学生保護者では「親族や知人にこどもを看てもらった」の割合が39.6%と最も高く、「母親が休んだ」は10.5%と低くなっています。

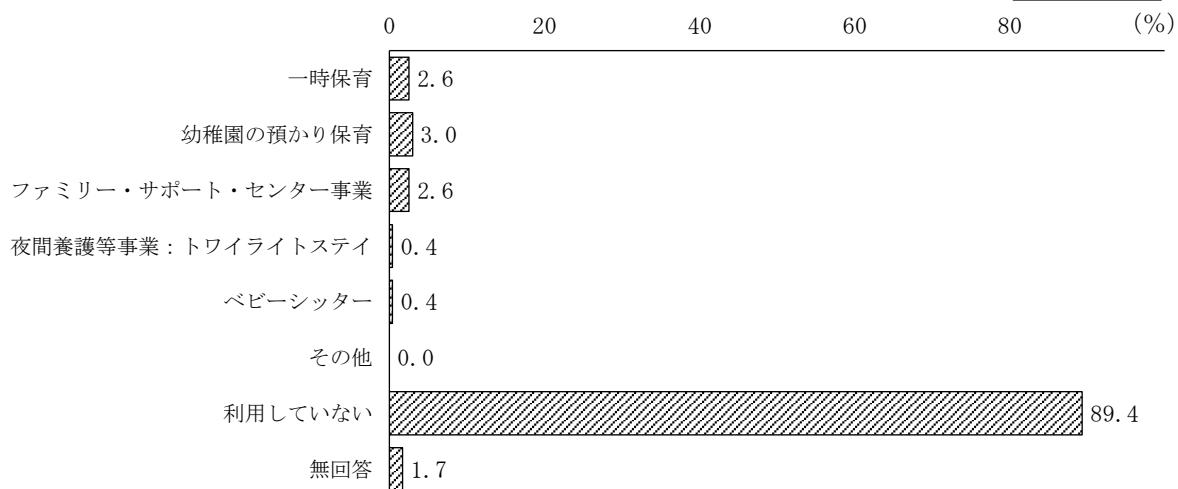
【事業が利用できなかつた時の対処方法】



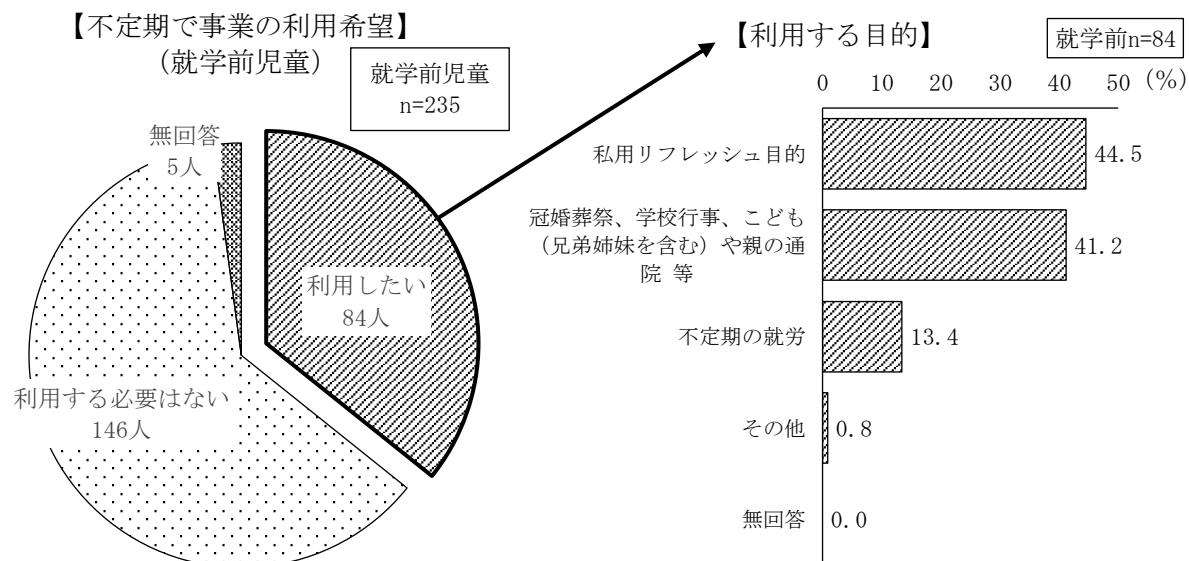
(10) 一時預かり事業の潜在ニーズ

一時預かり事業として利用している事業については、「利用していない」が89.4%と最も高く、「一時預かり」、「幼稚園の預かり保育」、「ファミリー・サポート・センター事業」が2~3%台となっています。

【一時預かり等不定期に利用している割合】 (就学前児童) [就学前n=235]



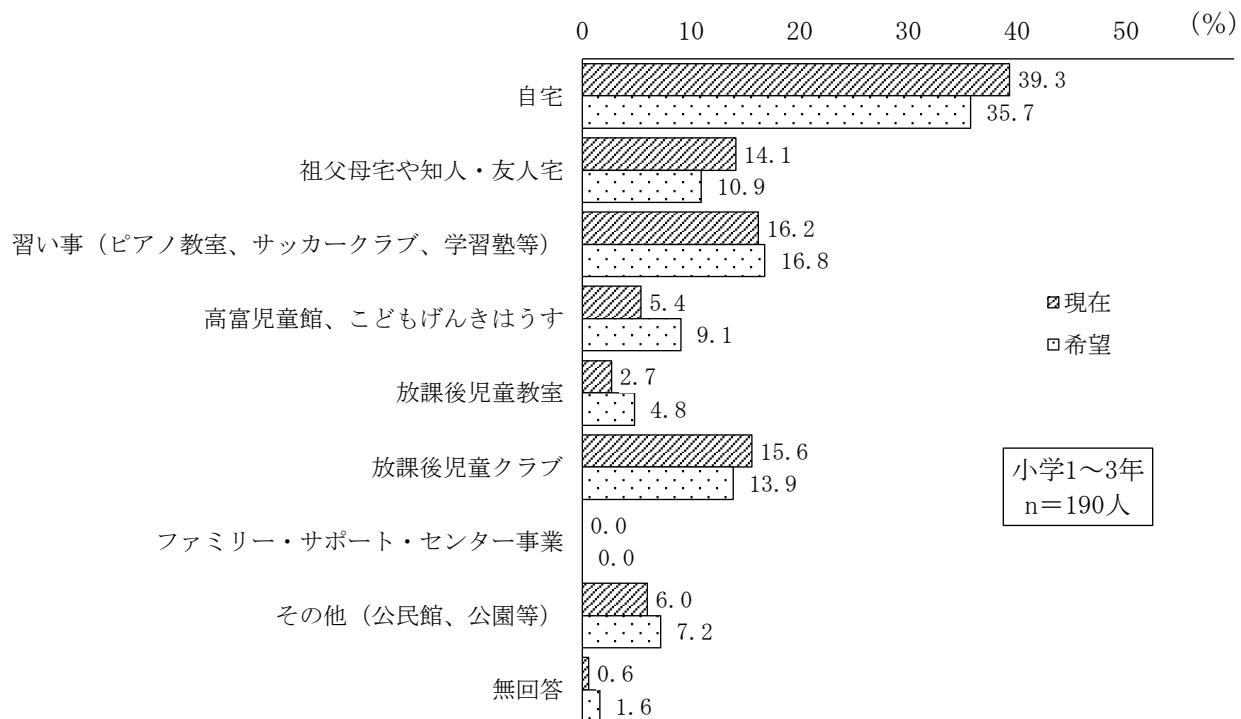
不定期での事業の利用希望については、「利用したい」が84人(35.7%)となっています。「利用する目的」としては、「利用リフレッシュ目的」の割合が44.5%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、こどもや親の通院等」41.2%、「不定期の就労」13.3%となっています。



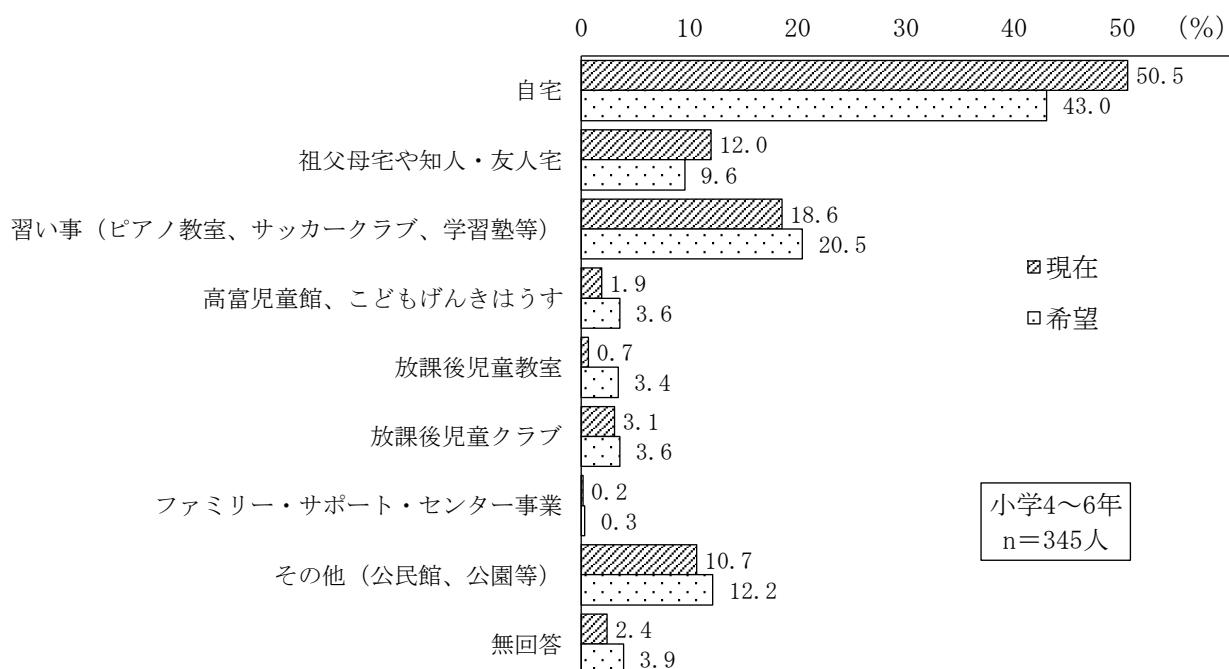
(11) 放課後の過ごし方の現状と意向

小学1～3年生と小学4～6年生の放課後の過ごし方はどちらも「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。「放課後児童クラブ」は、小学1～3年生に比べ、小学4～6年生になると、利用する割合が低下しています。

【放課後の過ごし方小学1～3年】



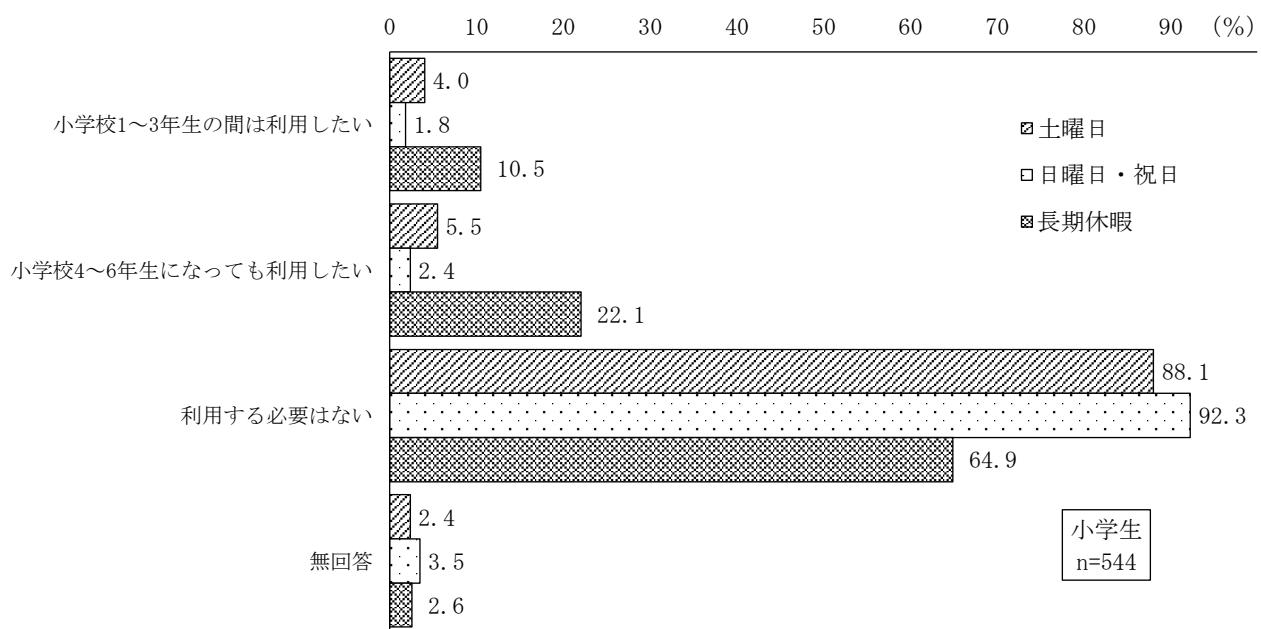
【放課後の過ごし方小学4～6年】



(12) 放課後児童クラブの土曜日、日曜日・祝日、長期休暇における利用意向

小学生の放課後児童クラブの土曜日、日曜日・祝日、長期休暇における利用意向をみると、「利用する必要はない」の割合は、「土曜日」および「日曜日・祝日」において約9割と高くなっています。一方、「長期休暇」においては「利用する必要はない」の割合が、「土曜日」および「日曜日・祝日」と比較して約6割と低く、「利用したい」の割合が高くなっています。

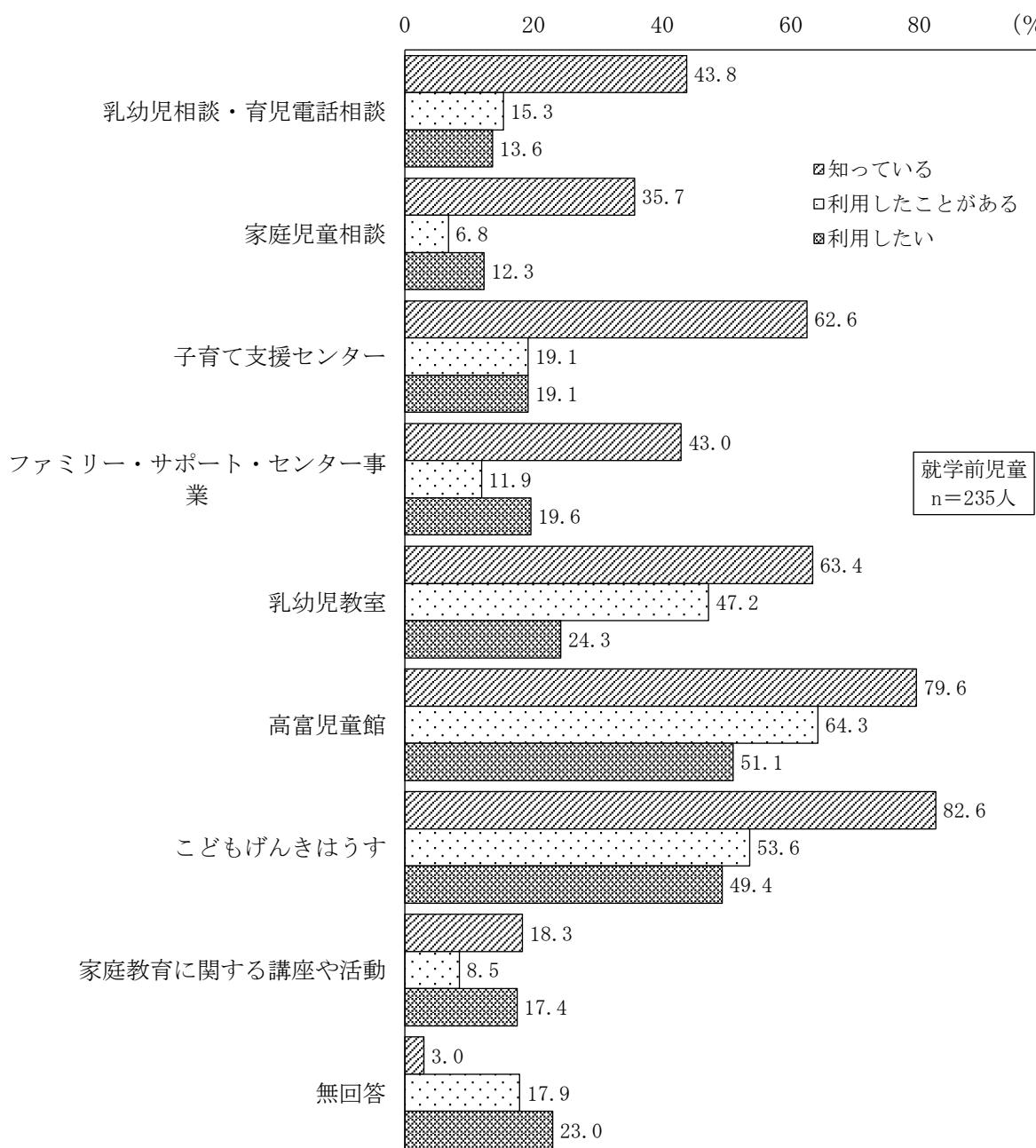
【放課後児童クラブ利用希望】（小学生）



(13) 子育て支援サービスの認知度・利用状況・今後の利用意向

サービスの認知度は、「家庭児童相談」、「ファミリー・サポート・センター事業」などが低くなっているものの、「こどもげんきはうす」82.6%、「高富児童館」79.6%と高くなっています。また、「利用したい」の割合は、「高富児童館」「こどもげんきはうす」「乳幼児教室」の順に高くなっています。

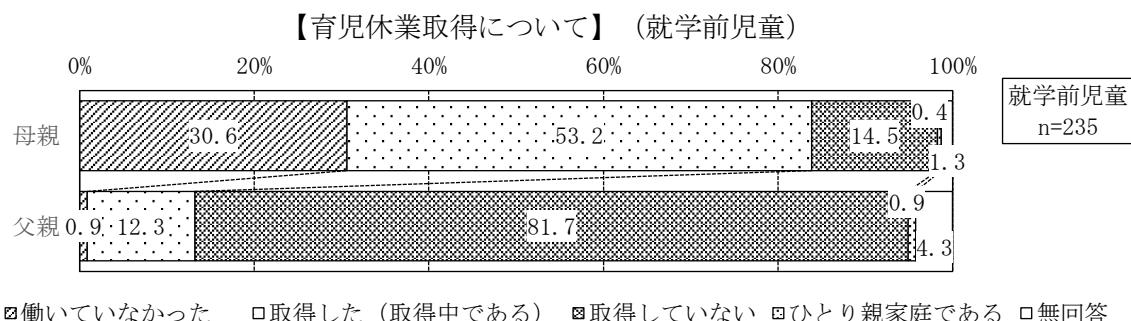
【子育て支援事業について】



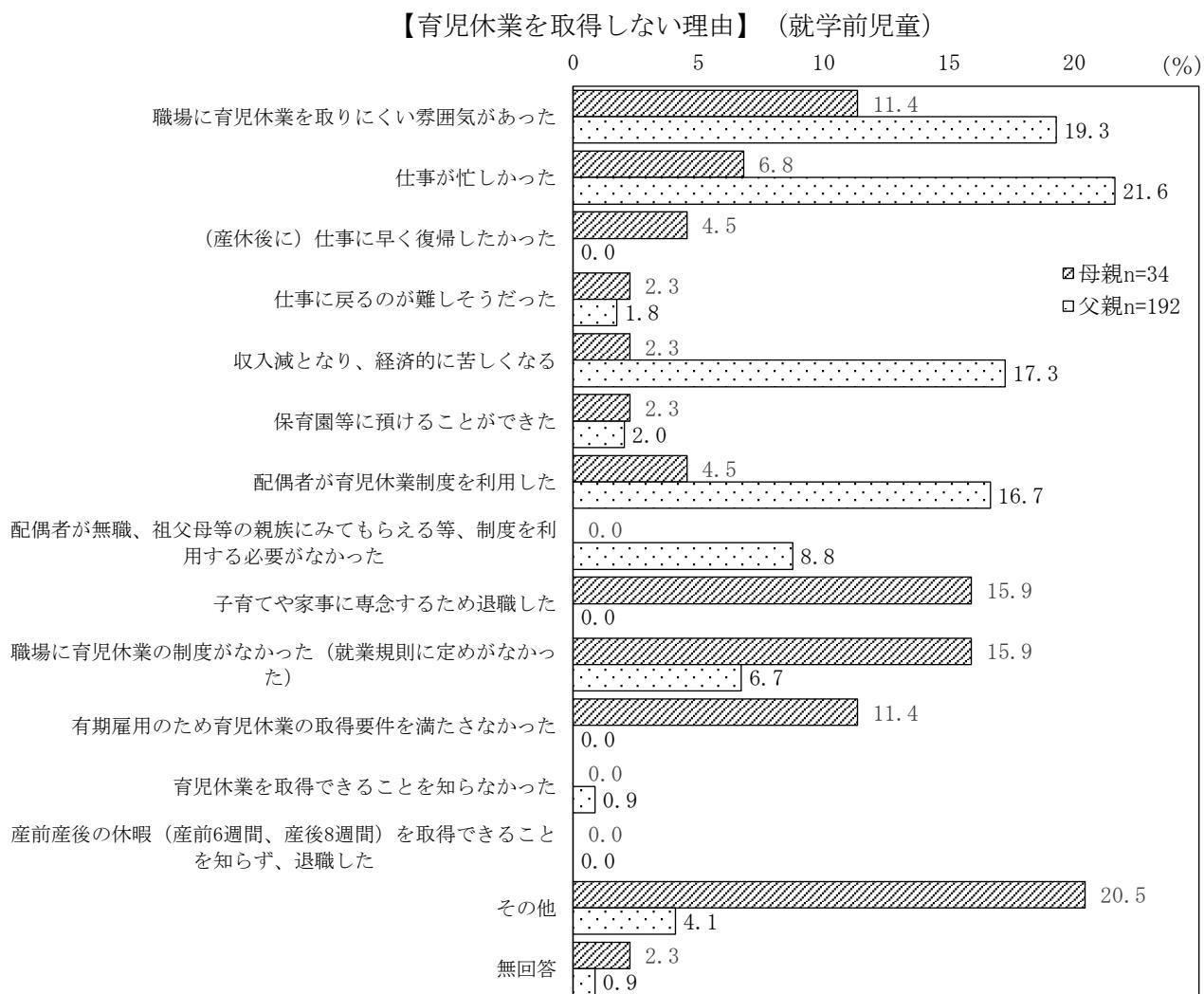
(14) 育児休業制度の利用状況

育児休業を「取得した(取得中である)」の割合は、母親 53.2%、父親 12.3%となっています。父親は「取得していない」の割合が 81.7%と高くなっています。

また、取得しない理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が高く、父親では、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が高くなっています。

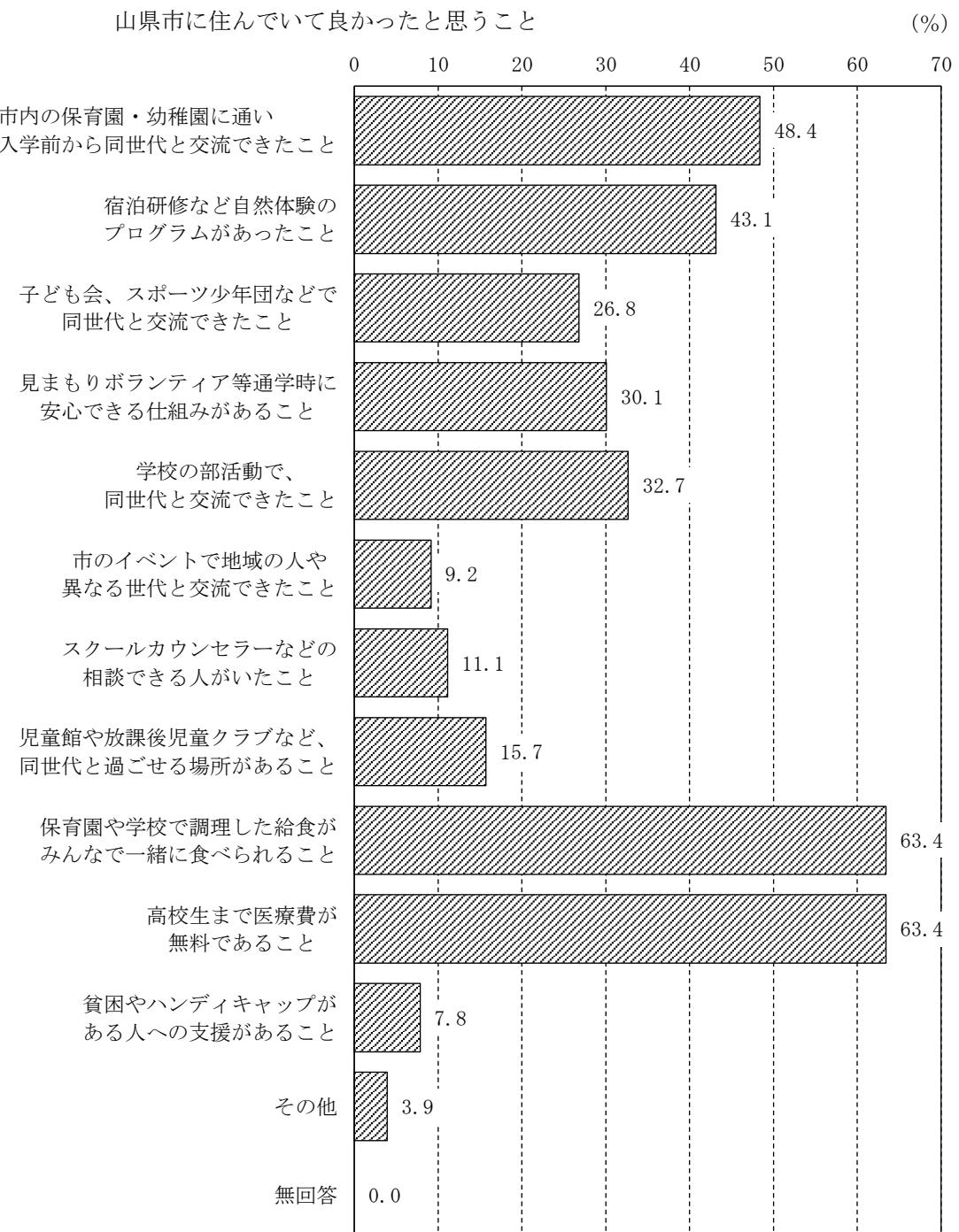


■働いていなかった □取得した (取得中である) ▢取得していない □ひとり親家庭である □無回答



(15) 山県市に住んでいて良かったと思うこと【中学生・高校生アンケート】

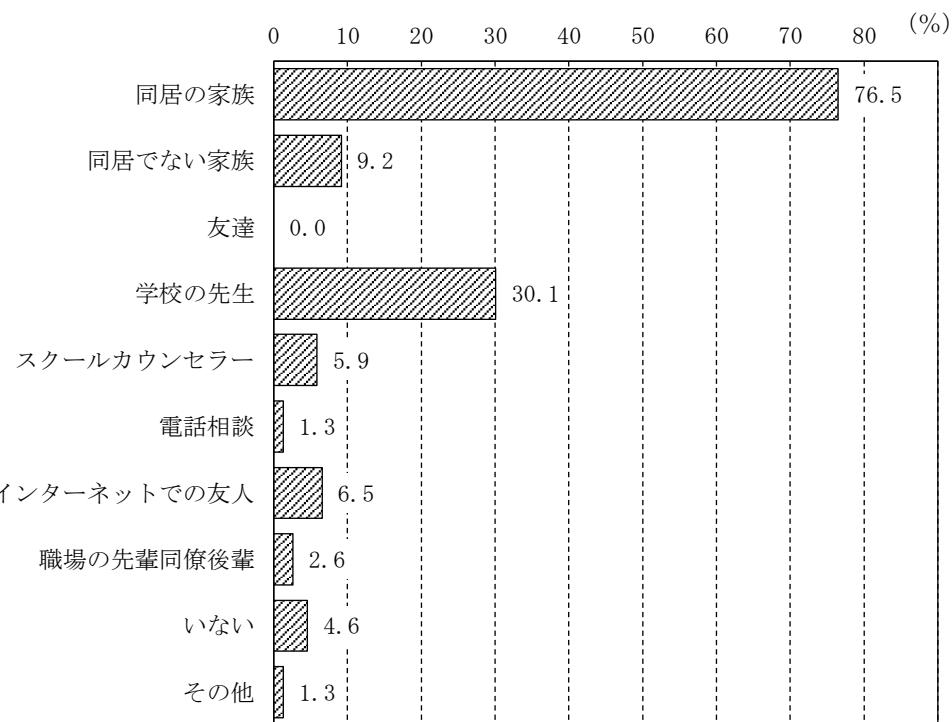
「保育園や学校で調理した給食がみんなで一緒に食べられること」および「高校生まで医療費が無料であること」が 63.4%と最も高く、次いで、「市内の保育園・幼稚園に通い小学校入学前から同世代と交流できたこと」48.4%、「宿泊研修など自然体験のプログラムがあったこと」43.1%となっています。



(16) 困っていることを相談できる人はいますか [中学生・高校生アンケート]

「同居の家族」が 76.5% と最も高く、次いで、「学校の先生」 30.1% となっています。

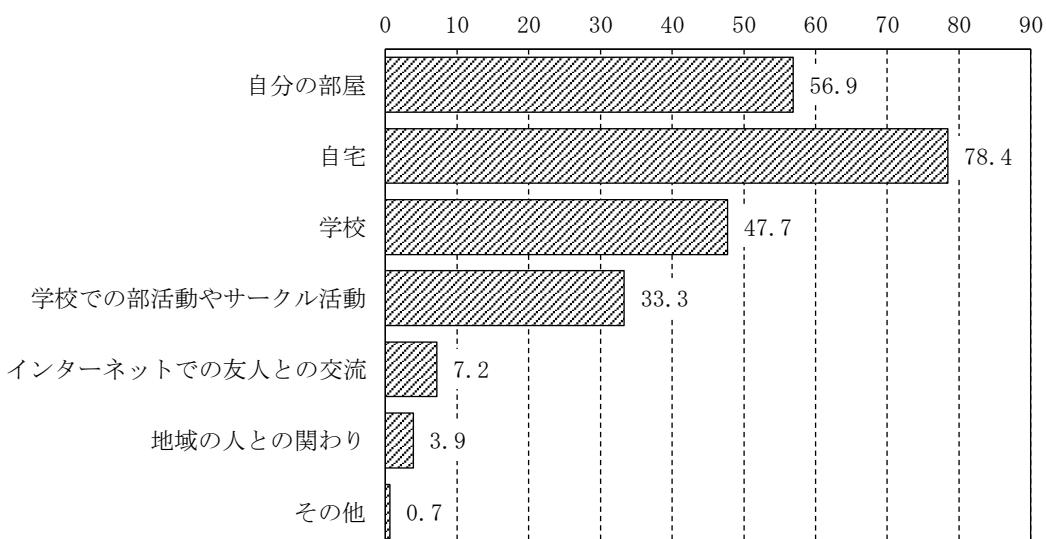
困っていることを相談できる人はいますか



(17) 自分の居場所はどこにあると感じますか [中学生・高校生アンケート]

「自宅」が 78.4% と最も高く、次いで、「自分の部屋」 56.9%、「学校」 47.7%、「学校での部活動やサークル活動」 33.3% となっています。

自分の居場所はどこにあると感じますか (%)



3. こども・若者を取り巻く課題

（1）「子育ち」応援のまちづくりの推進が必要です

少子化は本市のみならず、全国・岐阜県の多くの自治体が抱える大きな課題です。少子化に起因する人口減少が地域の活力の低下につながっていきます。

本市においては、令和6年3月に「子育ち」応援条例を制定し、行政や関係機関と地域住民が一体となって将来にわたって行う子育ち応援についての基本理念を明らかにし、子育ちを応援するための施策を総合的に推進していくこととしました。

また、「こどもまんなかのまちづくりの推進」を第3次山県市総合計画基本計画（計画期間令和6年度～令和13年度）の最重要基本目標と位置付け、子育ち・教育・文化分野の施策を掲げており、その継続的、積極的な展開が必要です。

（2）子育て世帯に対する切れ目ない支援が必要です

近年、地域のつながりの希薄化等により、妊娠婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するための相談支援が強く求められるようになっています。

こどもや子育て家庭の状況に応じた的確な情報提供や相談支援、保育・保健・教育の充実など、こどもとその家庭に対して総合的な支援を提供していくことにより、安心してこどもを産み育てられ、こどもが健やかに成長できる環境をつくりあげていくことが重要です。

全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもを一体的、包括的に支える基盤整備のために、こども家庭センターを設置します。

（3）産前・産後における支援体制の充実が必要です

妊娠婦を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取り組みの推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、そのニーズに適確に対応していくことが求められます。

さらに、心の問題や外国人の増加など新たな課題に対応していく必要があります。

（4）多様化する保育ニーズへの対応が必要です

出生数が減少する一方で、ニーズ調査によると、母親の就労割合の増加を背景として、保育ニーズの多様化が進行しています。時間外保育や休日保育、一時預かり事業など、市民生活の変化に対応した多様な保育サービスが求められています。

また、過疎化の進む北部では、地域との連携した保育所運営が必要となります。

(5) 保育・教育にかかる人材の確保が必要です

保育園・幼稚園・認定こども園等における保育士等の不足が喫緊の課題となっています。そのため、専門人材の確保に向けて、賃金・労働条件の改善など働きやすい環境を実現していくことが求められます。

(6) さまざまな困難を抱えるこどもと家庭への支援とこどもの居場所が必要です

児童虐待、貧困、障がい、不登校、いじめ、ひきこもりなど、さまざまな困難を抱えるこどもとその家庭への支援が必要です。特に、社会問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え、未然に発生を防止することが求められます。

また、ニーズ調査によると、放課後の過ごし方として「自宅」の割合が高く、こどもにとって最も身近で大切な居場所であるといえます。そのため、各種教室の充実と併行して、こどもにとって居心地の良い家庭環境を築けるよう支援していくことも重要です。

(7) 仕事と子育てが両立できる環境づくりが求められます

全ての市民が、やりがいを持って仕事を続けながら、希望する結婚、出産および子育てをも可能とし、子育ての喜びを実感することができる社会をつくる必要があります。仕事と子育ての両立を可能にするための支援施策を充実させるとともに、柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備など、社会全体でワーク・ライフ・バランスを実現していくことが必要です。

(8) 安心・安全の確保が重要です

こどもが事故や犯罪に巻き込まれるケースが増えています。近年では、身に覚えのない料金の請求、高額報酬をうたった特殊詐欺などインターネット空間を通じて犯罪に巻き込まれる事例も多く見受けられます。こどもが安心して過ごすことができよう、事故に遭わないよう安全の確保を図るとともに、インターネット空間での被害が起こりにくい環境・起こさない環境づくりに取り組んでいくことが求められます。



第3章

こども施策の推進

第3章 こども施策の推進

1. 基本理念

みんなでつくる「山県市こどもまんなか社会」

「こども基本法」および「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指しており、こどもや若者の声を取り入れながら進めていくことが明記されています。

これから地域社会を担っていくこどもや若者が、自分の生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって豊かで幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応していくため、本計画では、これまでに「山県市子ども・子育て支援事業計画」において推進してきた「すべての子どもが健やかに成長できる日本一子育てしやすい市」を目指す基本理念を継承しつつ、「子育ち応援」のまちづくりをさらに推進していくため（P1参照）、こどもが個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、全てのこどもや若者が心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができる、全ての人がこどもと一緒に元気になれるまち、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

【参考】こども大綱における基本的な方針

1. こども・若者を権利の主体として認識し、人格・個性を尊重し、権利を保障し、最善の利益を図る。
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
4. 貧困と格差の解消を図り、こども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、結婚、子育てに関する希望の形成に取り組む。
6. 関係部署、関係団体等との連携を重視する

2. SDGs の視点

2015（平成 27）年の国連サミットで採択された“地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、2030（令和 12）年までに持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（開発目標）と 169 のターゲットが掲げられています。

その理念は「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国も含め、全ての国や関係者の役割を重視し、経済・社会環境をめぐる課題に総合的に取り組むこととして合意されたものです。



本計画は、1、2、3、4、5、8、10、11、15、16 の目標に資するものと考えられます。

1	貧困をなくそう
2	飢餓をゼロに
3	すべての人に健康と福祉を
4	質の高い教育をみんなに
5	ジェンダー平等を実現しよう
8	働きがいも経済成長も
10	人や国の不平等をなくそう
11	住み続けられるまちづくりを
15	陸の豊かさも守ろう
16	平和と公正をすべての人に

3. 施策体系

基本理念 みんなでつくる「山県市こどもまんなか社会」の実現に向け、以下の4つの柱に沿って、施策を推進していきます。

I ライフステージに応じた切れ目のない支援		
基本施策 1	母親の妊娠期～乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健の推進 ・幼児教育・保育サービス ・一時的な預かりサービスの充実 ・親子が集える場・相談できる場の提供
基本施策 2	学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の充実・推進 ・放課後児童対策の推進 ・健康づくり・食育 など
基本施策 3	青年期	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚支援 ・地域住民との交流事業 など
基本施策 4	ライフステージ全般	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・スポーツ活動の推進 ・交流の場・機会づくり ・健康づくり ・防犯・交通安全・防災の推進 ・ひきこもり対策 ・自殺対策

II 困難な状況にあるこどもへの支援	
基本施策 1	障がい児支援・医療的ケア児等への支援
基本施策 2	児童虐待防止対策と社会的養護の推進
基本施策 3	貧困対策とひとり親家庭への支援およびヤングケアラーへの支援

III 子育て当事者への支援	
基本施策 1	子育てに関する経済的負担の軽減
基本施策 2	職業生活と家庭生活の調和

IV 社会全体での支援	
基本施策 1	子育て意識の醸成
基本施策 2	こども・若者の意見反映とこども施策の推進基盤づくり

4. 基本計画

I ライフステージに応じた切れ目のない支援

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本施策 1 母親の妊娠期～乳幼児期

《母子保健の推進》

①	■親子健康手帳（母子健康手帳）・サポートファイル（育ちの記録ファイルききょう）の交付	子育て支援課 福祉課
	保健師・助産師等の専門職が妊婦と面談を行い、現在の体調、生活環境および心配事の有無について確認を行います。また妊婦健康診査等、妊娠期から利用できる事業についての説明を行います。産後の事業や健診についても説明することで、妊娠中から産後の生活に見通しが持てるよう努めます。 また、サポートファイル（育ちの記録ファイルききょう）を配布し、各年代で切れ目のない支援に活用します。	

②	■妊婦健康診査の推進	子育て支援課
	すこやかな妊娠と安全な出産のため、貧血、妊娠高血圧症候群などの早期発見と胎児の発育確認を行う妊婦健康診査は重要となります。健診費用助成の検査内容や実施医療機関の充実を図るとともに、里帰り出産などで県外医療機関・助産所において妊婦健康診査を受診する人への助成を行います。また、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時等において健診の受診勧奨を行い、受診状況を確認後、未受診者に対しては訪問指導等を実施します。	

③	■妊婦教室	子育て支援課
	マタニティ教室では、妊娠中の身体の変化、胎児の成長、食生活を含め妊娠期に気をつけること等について説明し、正しい知識の普及啓発を行います。また、今後地域で一緒に子育てを行っていく仲間づくりも大切にして実施しています。	

④	■子育て講座等の充実	子育て支援課
	人間形成に大切な乳幼児期についての知識を習得し、また、同じ世代のこどもを持つ保護者同士の交流等を通して子育ての悩みや育児不安の軽減と仲間づくりを促進するため、子育てについて、学ぶ機会を設けます。 また、夫婦が一緒に子育てを行えるよう、お互いの役割を考える機会をつくるなど、夫婦のパートナーシップの強化につながる講座等の充実を図り家庭における子育て力の向上につなげます。講座等については、休日の開催など夫婦で参加しやすい環境づくりを進めます。	

⑤	■妊婦歯科健診	健康介護課 子育て支援課
	親子健康手帳（母子健康手帳）交付時や案内チラシにて、妊娠中はホルモンバランスの変化、嗜好の変化等からむし歯になりやすいうこと、重度の歯周病は早産や低出生体重児の原因になり得ることを説明し、健診の受診勧奨を行い、定期的に健診を実施しています。	

⑥	<p>■多胎児への継続的な支援</p> <p>保健師等の訪問指導、多胎育児経験者を中心とした集まりである「ぎふ多胎ネット」の情報提供など、妊娠期からこどもや保護者の状況に応じた切れ目のない支援を行います。</p>	子育て支援課
⑦	<p>■乳児家庭全戸訪問の推進</p> <p>保健師等により、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、こどもの発育発達の確認、子育て相談、子育て情報の提供、養育環境の把握等を行います。支援が必要な家庭に対しては養育支援訪問事業等につなげていきます。</p>	子育て支援課
⑧	<p>■産後うつ病の予防</p> <p>乳幼児健康診査、育児相談、訪問事業などを通じて、支援が必要な妊産婦に対して、妊娠期、出産後早期の相談支援を行い、必要な支援につなぐなど、産後に起こりやすい心の変化への対応に努めます。</p>	子育て支援課
⑨	<p>■産後のケアの充実</p> <p>乳幼児健康診査、育児相談、訪問事業などを通じて、支援が必要な妊産婦に対して、妊娠期、出産後早期の相談支援を行い、産後うつの早期発見、対応に努めます。</p> <p>また、産後ケア事業（宿泊型・通所型・アウトリーチ型）で、専門職の元で指導支援を受けたり、休息をとったり、必要な支援につなげ、関係機関とも連携していきます。</p>	子育て支援課
⑩	<p>■乳幼児健康診査の充実</p> <p>発育や発達の確認を行うとともに、安心して子育てできるよう相談、指導を行い、子育て支援を行います。3・4か月児健診では木育教室を取り入れ、身近な木を使って、親子のふれあい、こどもとの遊び方について話をしています。10・11か月児健診では、作業療法士による集団指導を入れて、こどもの運動発達や親子のふれあいの指導を行っています。1歳6か月児健診では、乳幼児期自閉症チェックリストを用い、保健指導の標準化を図っています。また、乳幼児健診未受診者への受診勧奨を行い、こどもの状況確認を確実に行います。</p>	子育て支援課
⑪	<p>■乳幼児相談の充実</p> <p>乳幼児相談、健康診査時の相談・保健指導については、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施します。親子の心の健康を重視した相談体制とともに、落ち着いて相談ができる環境の整備に努めます。</p>	子育て支援課
⑫	<p>■養育支援訪問事業の推進</p> <p>乳児家庭全戸訪問や健康診査、または関係機関からの連絡等により把握された、極度の育児不安がある保護者や定期的に見守りが必要な家庭を対象として、保健師、家庭児童相談員等による養育に関する助言、指導等を行い、適切な養育が行われるよう支援し、虐待の予防的支援などを行います。</p>	子育て支援課
⑬	<p>■小児医療の充実</p> <p>休日診療当番医事業や、岐阜圏域小児一次救急医療の体制を構築し、休日における急病患者の医療確保体制の充実に努めます。</p> <p>休日や夜間の急な病気やケガの際に、家庭での対処方法や医療機関を受診すべきかどうかについて相談できる子ども医療電話相談「#8000」、休日・夜間に診療可能な病院・診療所の情報を得ることができる「ぎふ救急ネット」、小児の救急外来の受診の目安を保護者にwebで提供する「こどもの救急（ONLINE-QQ）」等についてPRを行います。</p>	健康介護課 子育て支援課

(14)	<p>■救急医療の知識の普及</p>	健康介護課 学校教育課 子育て支援課
	<p>人工呼吸、応急処置等に関する知識の普及に努めます。保育所・認定こども園、小中学校において救急法・普通救命講習を実施します。</p>	
(15)	<p>■予防接種の推進</p>	子育て支援課
	<p>乳幼児健康診査、訪問指導などの機会を通して、予防接種の接種勧奨や実施の確認に努めます。予防接種の実施および必要に応じた任意接種の助成などを実施します。</p>	
(16)	<p>■乳幼児期からの口腔ケアの充実</p>	健康介護課 学校教育課 子育て支援課
	<p>乳幼児健診時から、フッ素塗布や歯科健診の大切さを説明します。また、フッ化物洗口を市内教育・保育施設の5歳児クラスから始め、中学3年生まで実施し、定期的に歯科衛生士によるはみがき指導も行い、将来にわたって口腔ケアを行っていけるよう指導していきます。</p>	
(17)	<p>■離乳食教室の開催</p>	子育て支援課
	<p>離乳食の進め方や調理方法を学び、不安なく離乳食を進められるよう、離乳期乳児の保護者を対象として健康教室等で離乳食について学べる機会をつくります。</p>	
(18)	<p>■実費徴収に係る補足給付を行う事業</p>	子育て支援課
	<p>施設等利用給付認定保護者に対し、施設等における給食の提供に要する費用の補助を行っています。今後は費用対効果を勘案して、事業継続について検討していきます。</p>	
(19)	<p>■多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p>	子育て支援課
	<p>多様な事業者の能力を活用した、教育・保育施設への新規参入を促進するための支援、相談、助言を行います。</p>	
(20)	<p>■親子関係形成支援事業</p>	子育て支援課 学校教育課
	<p>こどもサポートセンターにおいて、希望者に対し少人数グループでのペアレントトレーニング講座を実施しています。講師の指導のもと、こどもの行動を客観的にみつめ、承認し、親子関係を強化していける学びの機会を確保していきます。</p>	
(21)	<p>■こども誰でも通園（乳児等通園支援事業）</p>	子育て支援課
	<p>こども誰でも通園について、適切な事業者を選定し実施します。</p>	
(22)	<p>■読み聞かせの推進</p>	生涯学習課 学校教育課 子育て支援課
	<p>図書館に来庁した乳幼児等親子向けに、定期的にボランティアによる読み聞かせを実施しています。また、保育所や小学校も積極的に読み聞かせを実施し、本の楽しさを知り、心の豊かさや想像力、共感力を高めるための活動をしていきます。</p>	
	<p>また、児童館でも乳幼児行事に絵本の読み聞かせを取り入れ、積極的に推進していきます。</p>	

《幼児教育・保育サービス》

	■教育・保育内容の充実	子育て支援課
①	教育・保育施設において、幼児教育・保育の質を向上させるため、職員の研修の充実、人材の確保を図ります	
②	■幼児教育・保育サービスの確保 こども数は減少傾向にありますが、保護者の保育ニーズを正確に把握し、適切に対応できるよう保育体制の確保を図ります。また、特色ある保育の充実に取り組みます。	子育て支援課
③	■公立保育所の適正運営 公立保育所については、子どもの人口および保護者のニーズ等の状況を見極め運営します。入園児童数が著しく減少することが見込まれる保育所については、分園化・小規模化・多機能化等、適切な運営体制へ転換を図っていきます。 特に、美山地域の保育所については、地域の唯一の子育て支援拠点であり、地域の維持発展のため存続が不可欠な施設として、地域の人々も交えたさまざまな取り組みによって存続を図っていきます。	子育て支援課
④	■教育・保育施設の整備 公立保育所、私立保育所について、保護者の就労状況等に関わらず、就学前の教育・保育が一体的に利用できる認定こども園への移行を検討し、必要に応じて整備していきます。 特に過疎が進む地域においては、地域の協力を得ながら保育を中心とした地域づくりを進めるため、教育・保育施設の整備を検討し実施します。	子育て支援課
⑤	■教育・保育施設の環境改善 こどもが安全かつ快適に過ごすことができる環境を整備するため、老朽化している教育・保育施設の修繕や大規模な改修、新設等を検討し実施します。また園庭の遊具についても同様に老朽化していることから、補修、新設等を検討し実施します。	子育て支援課 学校教育課
⑥	■自然体験保育の推進 公立保育所において自然体験保育を行い、身近な自然の中で活動することを通じ、自らが持つ育つ力を充分に發揮させ、豊かな感性を育みます。	子育て支援課
⑦	■園外保育時の地域住民との日常的なふれあいの推進 公民館の行事に参加する際や、身近な公園等で日常的に園外保育を行う際、近隣住民との交流を深めていきます。	子育て支援課
⑧	■合理的配慮の提供 就学前のこども一人ひとりの障がいの状態やニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など合理的配慮の提供を図ります。	子育て支援課 福祉課

《一時的な預かりサービスの充実》

	■延長保育の推進	子育て支援課
①	公立保育所においては最長午前7時30分から午後7時まで(11時間30分)開所し、私立園においては午前7時から午後7時まで(12時間)開所している園もあります。ニーズや利用者状況にあわせて、開所時間の検討を行います。	

	■一時預かりの推進	子育て支援課
②	公立保育所5園（余裕活用型）・私立幼保連携型認定こども園（幼稚園型・余裕活用型）・私立保育所（余裕活用型）において、一時預かり事業を実施しています。また、私立幼稚園においても、在園時を対象とした同様のサービスを実施しています。家庭における保育が一時的に困難となったこどものために事業を継続していきます。	

	■病児・病後児保育の推進	子育て支援課
③	市内の施設において、病児・病後児保育事業を実施しています。また、近隣市町と協定を結び、施設の広域利用も実施しています。	

	■子育て短期支援事業の推進	子育て支援課
④	保護者の疾病、育児疲れ、冠婚葬祭などで一時的に家庭でこどもを養育できない場合に、宿泊で預かる子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を施設に委託して実施します。	

	■ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育て支援課
⑤	相互援助活動の取り組みとしてこどもの預かりや送迎を実施します。また、預かり手を増やすための援助会員養成講座を実施します。	

《親子が集える場・相談できる場の提供》

	■地域子育て支援拠点事業の推進	子育て支援課
①	市内児童館で2か所の地域子育て支援拠点事業を実施し、他事業との連携や子育て支援の充実を図ります。	

	■園庭の開放	子育て支援課
②	市立保育所5園で園庭開放を実施しています。私立園においても、状況に応じて園庭開放を検討するよう促します。また実施状況の周知を図ります。	

	■児童館の充実	子育て支援課
③	保健福祉ふれあいセンター内に児童館を設置することで、児童館や地域子育て支援拠点の存在を知る機会を増やし、乳幼児健診や成人関連の健診時にも連携活用できるよう推進していきます。また、母子保健分野や教育分野との連携を図り、課題や支援方法の共有や役割の明確化などにより、誰もが快適に思えるこどもの居場所となることを目指します。高富児童館においては、地域子育て支援拠点事業などと複合的に行うことで、児童館の多目的化を図ります。児童館行事等の情報をホームページやアプリなどさまざまな方法で提供し、利用を推進します。また、保護者の交流や相談・学習の場を提供し、子育て世代が利用しやすい施設づくりを目指します。	

	■総合的な相談体制の充実	子育て支援課 福祉課
④	こどもの発達段階に合わせ、途切れなく相談に対応できるようこども家庭センターを設置し、その他関係機関と連携しながら、寄せられる相談にきめ細かに対応できるワンストップ窓口を推進します。	

基本施策2	学童期・思春期
-------	---------

《学校教育の充実・推進》

①	■食育の充実 食育の一環として、地場産物や季節の食材を用いることで食からふるさとへの関心を深め、児童生徒の心身の成長につなげます。また「お弁当の日」を実施することで、児童生徒が自分でお弁当を作つて持つたり、家庭の味のおにぎりを持参したりするなど、各学校で特色のある取り組みを行います。	学校教育課
	■インクルーシブ概念の浸透とインクルーシブ教育の推進 経験を広げ、社会性を育み、好ましい人間関係を構築するため、交流および共同学習を意図的、計画的に行い、インクルーシブ教育の推進に努めます。	学校教育課
③	■合理的配慮の提供 児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など合理的配慮の提供を図ります。	学校教育課
	■学校保健の充実 運動に親しみ、心身ともに健康で安全な生活を営む態度を育てる指導の充実を図ります。また、学校や家庭、地域の連携により健康で安全な生活を確立させます。	学校教育課
⑤	■いじめや不登校などへの対応 適応指導等については、臨床心理士などの専門家を招いて行う教育相談、スクールカウンセラー、スクール相談員、ほほえみ相談員等による相談体制の充実に努めるとともに、スクールカウンセラーによる担任教員へのアドバイスなど、学校は他機関と連携しながら問題解決に向けて支援する体制を築きます。 また、不登校児童を対象とした適応指導教室等を引き続き開設し、一人ひとりに寄り添った支援を行っていきます。 市や学校の各種データを集約し、AI予測支援システムでいじめや不登校などを早期発見・事前予測を行い、先回りしてこどもに対して手厚い支援をします。	学校教育課 学校教育課
	■児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施 市内小中学校において、命の大切さを実感できる教育だけにとどまらず、社会で直面する可能性のあるさまざまな困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を実施します。同時に、周囲の大人がこどものSOSに気づく感度を高めるための啓発活動を推進します。	学校教育課 健康介護課

⑦	<p>■福祉教育・人権教育の充実</p>	福祉課 学校教育課 生涯学習課 子育て支援課
	<p>福祉教育は子どもの意識を大きく変えることから、引き続き総合的な学習の時間などにおいて、保育体験、社会福祉施設等での障がいのある児童や高齢者との交流などを実施するとともに、地域で福祉活動を行っている人を講師として招くなどして、福祉の心を育んでいきます。また、教職員の人権感覚を磨く研修を行ったり、福祉についての理解を高めたりして、指導力の向上を図ります。</p> <p>さらに、保育所・認定こども園、小中学校において、自己肯定感を育成するとともに、学校教育を通して人権尊重の精神を培い、さまざまな人権問題への認識を深め、差別をなくす実践的態度を身につける人間の育成に努めます。</p> <p>教職員の人権感覚を磨く研修を行い、同和問題とともにさまざまな人権問題の認識を深め、差別をしない、差別を許さない心を育み、差別をなくす実践的な態度を身につけた人権教育を進めます。</p>	

⑧	<p>■総合的な相談体制の充実（再掲）</p>	子育て支援課 学校教育課 福祉課
	<p>子どもの発達段階に合わせ、途切れなく相談に対応できるようこども家庭センターを設置し、その他関係機関と連携しながら、寄せられる相談にきめ細かに対応できるワンストップ窓口を推進します。</p>	

⑨	<p>■PTA、子ども会育成協議会のあり方についての検討</p>	生涯学習課 学校教育課
	<p>地区ごとの活動が、子どもと保護者に過度の負担とならないよう、地区合同での実施、保護者以外の地域住民の協力など、内容や体制について検討していきます。</p>	

⑩	<p>■性・薬物乱用防止・喫煙防止にかかる指導</p>	健康介護課 学校教育課 子育て支援課
	<p>発達段階に応じた性教育、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導を実施します。また、これらの教育をさらに強固なものとするため、学校、家庭、地域社会がこどもたちの「生きる力」を育むことを共通の目的意識の下に連携し、こどもたちが自ら考え、適切な判断ができるよう、こどもたちの「生きる力」の形成を図ります。</p>	

《放課後等児童対策の推進》

①	<p>■放課後児童クラブの充実</p>	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
	<p>利用者数や利用者ニーズなどを踏まえ、施設・設備の充実や支援員の確保、対象児童の拡充に努めるとともに、校内交流型を中心とした放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の整備等に努めます。また、小学校と定期的な情報交換を行うことで、より良い支援方法やクラブ運営を目指します。</p>	

	■放課後児童クラブの障がい児の受け入れ	子育て支援課 学校教育課
②	利用児の状況を把握しつつ、保護者や小学校と相談しながら、前向きに受け入れについて検討していきます。職員の確保や研修受講など、専門性をさらに高めていきます。	
③	■放課後子ども教室の推進	生涯学習課
	放課後子ども教室、地域未来塾、アトリエ教室など利用者ニーズを把握しながら推進し、子ども教室の整備等に努めます。	
④	■放課後等の子どもの居場所づくり	子育て支援課
	児童館を中心に、放課後や休日・長期休業日など、子どもたちが健やかに成長し、多年代の交流を持ちながら社会性を学び、悩みがあるときは相談できるような子どもの居場所づくりを目指します。	
	安全に安心して遊ぶことができるような児童館となるよう、人材育成および環境整備を行います。	
	また、子ども食堂や部活動等のよりよい居場所づくりや、子どもに関わる部門が連携・協力する支援体制ができるよう、積極的に話し合う機会をつくります。	

《健康づくり・食育》

	■給食を通じた食育の推進	学校教育課 子育て支援課
①	給食に地域の食材、献立を探り入れるなど、保育所・認定こども園、小中学校の給食を生きた教材として活用し、食についての関心を高め、正しい食習慣を身につける食育を推進していきます。肥満、やせ、食物アレルギーなど、食に起因する健康問題については、個々の子どもに応じたきめ細かな助言を行っていきます。また、毎月給食だよりを発行し、保護者への情報提供、啓発を推進します。	
②	■栽培・収穫から調理までの体験学習の実施	学校教育課 子育て支援課
	保育所・認定こども園、小中学校において、地域の協力を得ながら、野菜の栽培から収穫までを経験する体験的学習などの機会を提供し、食への関心を高めていきます。	

《親子が集える場・相談できる場の提供》

	■総合的な相談体制の充実（再掲）	子育て支援課 学校教育課 福祉課
①	子どもの発達段階に合わせ、途切れなく相談に対応できるようこども家庭センターを設置し、その他関係機関と連携しながら、寄せられる相談にきめ細かに対応できるワンストップ窓口を推進します。	

基本施策 3 青年期

①	■青少年育成事業	生涯学習課
	青少年育成事業を推進していくための事業内容や体制について検討します。	
②	■結婚支援	子育て支援課
	結婚を望む人に対する支援を研究するとともに、婚姻した夫婦が市内で新婚生活を送ることができるための引越費用やリフォーム費用など、経済的な支援を行います。	

基本施策 4 ライスステージ全般

《文化・スポーツ活動の推進》

①	■スポーツクラブの充実	生涯学習課
	スポーツクラブの親子向けプログラム等を拡充して会員の増大を図り、こどもから高齢者までの、生涯にわたるスポーツ、健康、仲間づくりを推進します。	
②	■スポーツ教室の開催	生涯学習課
	スポーツクラブと連携して、親子向け種目、スイミングスクールなど、乳幼児から各年齢層に応じたスポーツ教室を開催します。	
③	■スポーツ指導者の育成・発掘	生涯学習課
	地域スポーツの推進を図るため、指導者研修の充実を図ります。また、地域に潜在している指導者の発掘に努め、協力を働きかけていきます。	
④	■文化活動の推進	生涯学習課
	こどものときから芸術文化にふれたり、活動したりする地域子ども文化活動を推進します。具体的には、郷土芸能の育成、文化団体への助成などを推進していきます。	
⑤	■講座・イベント等の充実	生涯学習課 子育て支援課 まちづくり・企業支援課
	こどもや子育て世代を対象にした講座・イベントを企画し実施していきます。	

《交流の場・機会づくり》

①	■こどもの遊び場整備事業	建設課 子育て支援課
	こどもが安心・安全に遊べ、また快適に滞在できるよう、大規模公園において、さまざまな年代を対象とした大型遊具の設置および公園施設におけるユニバーサルデザインのトイレ等の施設・環境整備に努めます。	

②	■ボランティア活動	学校教育課
	小学校において、仲間や学校のために自主的に取り組む活動を通して、働くことの喜びや苦労を感じ取れるような活動を実施します。	

中学校において、生徒の実態を踏まえた勤労生産、奉仕的な活動を通して、勤労の価値や必要性に気づくよう、ボランティア体験、職場体験等を通して望ましい勤労観や職業観が身に付くよう指導の充実に努めます。

《健康づくり》

①	■「健康山県21（山県市健康増進計画）」による施策の普及啓発	健康介護課 子育て支援課
	幼少期からの健康を支えるため、食生活、運動、歯の健康の保持とその他生活習慣に関する正しい知識の普及などの取り組みを進めます。	

《防犯・交通安全・防災の推進》

①	■学校等における防犯対策の推進	学校教育課 子育て支援課
	学校においては安全計画に基づき、園においては防犯マニュアルを作成し、防犯対策を推進します。具体的には、学校、園において、不審者への対応を学ぶ防犯教室、訓練の開催、通報システムの整備、安全器具などの充実を図ります。	

②	■子ども110番の家の推進	生涯学習課 学校教育課 子育て支援課
	学校、地域等が連携して、こどもを危険から守る「子ども110番の家」の推進を図ります。各校区で安全マップを作成し、緊急避難場所としての存在をPRし、こどもに関わる犯罪の抑制に努めます。	

③	■防犯灯などの整備	総務課
	要望があった場合、必要に応じて防犯灯を設置します。また、自治会が設置する防犯カメラに対し補助金を交付します。	

④	■通学路等の危険箇所の点検	学校教育課 子育て支援課 総務課
	通学路、園児が日常的に集団で移動する経路、こどもの遊び場、河川等について危険箇所の点検を行い、歩道、ガードレールの整備など必要な改善を行います。信号機、横断歩道などの危険箇所への整備について警察と協議し、公安委員会に要望していきます。また、校区の危険マップを作成し、こども・保護者へ危険箇所の確認を行います。	

⑤	■公共施設のユニバーサルデザイン化の推進	総務課
	公共建築物等の整備にあたっては、だれにも使いやすい施設を目指して、ユニバーサルデザインを導入した整備を推進します。	

⑥	■交通安全下校指導	総務課 学校教育課
	警察、交通安全協会と共同で各小学校において実施します。	

⑦	■地域交通安全推進委員活動の推進	総務課 学校教育課
	市内の交通安全の啓発に努めます。	
⑧	■防災教育の推進	総務課 子育て支援課 学校教育課
	こども向けの防災教育を実施し、防災についてあらゆる時間、場面を活用し、地域を巻き込みながら実施します。	
⑨	■防災計画、危機管理マニュアル	総務課
	女性や子育て世代の方などさまざまなニーズに対応した避難所を整備します。	
⑩	■児童虐待の早期発見・早期対応	子育て支援課 福祉課 学校教育課
	要保護児童対策地域協議会において、児童虐待の防止、早期対応、援助等の総合的な取り組みが行われるよう、保育所・認定こども園、小中学校、保健センター、民生委員・児童委員、こども家庭センター、子ども相談センター等関係機関におけるネットワークを強化します。	
⑪	■安全安心なインターネット環境の実現に向けた情報リテラシーの習得支援	学校教育課
	情報モラルの意識を高めるとともに、PTAの協力を得て、ノーゲームデー・ノースマホデー等を設け、家族の時間やふれあう時間を確保する活動を実施します。 また、SNSやネットでよくある危険やトラブルについての気付きや情報リテラシーの習得を支援します。	

《ひきこもり対策》

①	■ひきこもり事案へのアプローチ手法および対策の検討	健康介護課 福祉課 学校教育課
	不登校児童生徒への支援として適応指導や居場所づくり等を行い、不登校児童生徒のひきこもり防止や学校復帰の支援を実施しています。	

《自殺対策》

①	■自殺対策行動計画との連携	健康介護課
	自殺対策基本法、自殺対策大綱および岐阜県自殺総合対策行動計画並びに市の実情を勘案し策定された「山県市いのち支える自殺対策行動計画」(健康山県21の中に包含)において、「誰も自殺に追い込まれることのない山県市」を実現するため、関係機関、民間団体、学校、住民等と連携・協働して自殺対策を総合的に推進します。	

II 困難な状況にあるこどもへの支援

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本施策 1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

《障がい児支援》

	■障がいの早期発見、療育の推進	福祉課 子育て支援課
①	障がいの早期発見、早期療育につなげるため、乳幼児健康診査や育児相談等を実施します。経過観察の必要なこどもに対しては、育児相談や訪問指導を通して継続的な支援を行います。また、療育が必要な場合には児童発達支援、さらに専門医療機関の紹介など、障がいの程度や発達段階に応じて適切な療育が受けられるよう、保健師、児童発達支援事業所、保育所・認定こども園、子ども相談センターなどとの連携を図り、支援していきます。	
②	■児童発達支援事業所の充実	福祉課 子育て支援課
	発達に支援が必要な就学前児童が、事業所に通いながら日常生活における基本的な動作の習得や集団生活への適応力などを高められるように、専門性や支援内容の充実を図ります。	
③	■障がい児保育の充実	福祉課 子育て支援課
	集団生活が可能な障がい児の保育所・認定こども園への受け入れを促進するため、障がい児に対する保育士等の配置、障がい児保育に関する研修会への参加、障がい児関連施設職員との交流等により、保育士等職員の専門性を高め、障がい児保育の充実を図ります。障がい児と障がいのない児童と一緒に保育するインクルーシブな保育を推進し、互いに認め、励まし合う仲間づくりを通した豊かな心の育成を図ります。	
④	■就学前の発達相談支援	福祉課 子育て支援課
	就学前児童の発達に悩みをもつ親に対して、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、相談支援体制を充実します。	
⑤	■放課後児童クラブの障がい児の受け入れ（再掲）	子育て支援課
	利用児の状況を把握しつつ、保護者や小学校と相談しながら、前向きに受け入れについて検討していきます。職員の確保や研修受講など、専門性をさらに高めていきます。	
⑥	■障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業	福祉課 子育て支援課
	在宅の障がい児の保護者または家族が疾病等により一時的に保護に欠ける場合や、体験入所を希望する場合などに、短期間、夜間も含めて、施設で入浴や排せつ、食事等の介護を受けることができる場を確保します。	

	■児童福祉法に基づく事業	福祉課 子育て支援課
⑦	保育所等に通う障がい児について、専門の支援員が保育所等を訪問し、障がい児および保育士等に対して、集団生活に適応するための支援や支援の方法について指導します。また、就学している障がい児が放課後や夏休みに施設等に通い、生活能力向上のための訓練を受け、社会との交流の促進、その他必要な支援を受けられる場を確保します。	
⑧	■特別児童扶養手当の支給	福祉課
	20歳未満で精神または身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。	
⑨	■障害児福祉手当の支給	福祉課
	精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。	
⑩	■補装具の支給	市民環境課 福祉課
	身体に障がいを持つ児童に対して、将来、社会人として独立自活できるよう育成・助長すること等を目的に、障がいに応じた補装具の支給を行います。	
⑪	■特別支援教育の推進	福祉課 学校教育課
	一人ひとりの社会的ニーズに応じた切れ目ない支援の充実を図り、自立し社会参加するための基盤となる力を育てる指導の充実を図ります。	
⑫	■教育相談員の配置	学校教育課
	不登校児童生徒への支援として適応指導を実施できる教室を開室し、ひきこもり防止や学校復帰の支援をします。また悩みを抱える保護者の教育相談を行います。	

《医療的ケア児等への支援》

	■医療的ケア児対策の推進	福祉課 子育て支援課 学校教育課
①	関係機関で情報共有を行い、医療の状況や生活状況、家族の思いなどを確認し、必要なケアにつなげていきます。	

	基本施策 2 児童虐待防止対策と社会的養護の推進
	■児童虐待防止の啓発
①	住民に対して、児童虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけていきます。
	■養育支援訪問事業の推進
②	乳児家庭全戸訪問や健康診査、または関係機関からの連絡等により把握された、極度の育児不安がある保護者や定期的に見守りが必要な家庭を対象として、保健師等による養育に関する助言、指導等を行い、適切な養育が行われるよう支援し、虐待の予防的支援などを行います。

③	■こども家庭センターでの対応	子育て支援課
	母子保健と児童福祉が一体となり、関係機関と連携を図りながら、こどもや家庭が孤立せず安心して生活するための総合的な相談、支援を行います。	
④	■要保護児童対策およびDV防止対策地域協議会	子育て支援課 学校教育課 福祉課
	協議会において、児童虐待の防止、早期対応、援助等の総合的な取り組みが行われるよう、保育所、小中学校、民生委員・児童委員、こども家庭センター、子ども相談センター等関係機関におけるネットワークを強化します。	

基本施策3 貧困対策とひとり親家庭への支援およびヤングケアラーへの支援

《貧困対策とひとり親家庭への支援》

①	■ひとり親家庭の自立支援の推進と家庭児童相談および女性相談の充実	子育て支援課
	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業と高等職業訓練促進給付金の周知を図ります。また、自立に向けた就労支援のため、各種制度の周知、関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。 またこども・家族・女性からの相談に対応し、安心して暮らすための助言や情報提供を行います。	
②	■子ども食堂の推進	子育て支援課
	安価に提供された食事を地域の人と一緒に食べることで、こどもにとって安心できる居場所となり、身近な地域の中でこどもを見守り・支えることができる環境づくりができるよう支援します。	
③	■母子父子寡婦福祉資金貸付制度の情報提供	子育て支援課
	岐阜県の実施する母子父子寡婦福祉資金貸付制度について周知し、相談を受け付けます。	
④	■就学援助の実施	学校教育課
	経済的理由により就学が困難な小中学生の保護者を対象として、こどもの学習に必要な、給食費、学用品費などの一部を援助します。	
⑤	■自立相談支援事業等の情報提供	福祉課
	社会福祉協議会等と協力し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住宅確保給付金等について情報提供を行っていきます。また、必要に応じて関係機関へつなぎ、適切な支援の利用につなげていきます。	
⑥	■生活福祉資金貸付制度等の情報提供	福祉課
	社会福祉協議会において実施している、低所得者世帯等の経済的自立支援を目的とした生活支援費等の各種資金の貸付け制度について周知・案内します。	
⑦	■こども家庭センターでの対応（再掲）	子育て支援課
	母子保健と児童福祉が一体となり、関係機関と連携を図りながら、こどもや家庭が孤立せず安心して生活するための総合的な相談、支援を行います。	

(8)	■母子生活支援施設への入所支援	子育て支援課
	DV被害など相談を受けた、または被害があると思われる際に関係機関と連携を取り合い支援へつなげます。	

(9)	■母子・父子家庭等福祉医療費助成事業の実施	市民環境課
	福祉の増進を図ることを目的として、経済的支援の必要性の高い母子家庭および父子家庭等に対して、医療費自己負担額の助成補助を行います。	

(10)	■子育て世帯訪問支援事業の推進	子育て支援課
	家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家庭や養育環境が整うよう、家事・子育て支援の充実を図ります。	

《ヤングケアラーへの支援》

(1)	■ヤングケアラー事案の早期発見	子育て支援課
	ヤングケアラー自身が負担や状況を正しく理解し、必要な支援を求めるができるよう、広報やホームページなどで周知活動を展開し、市民・事業者・関係機関等へ幅広く普及啓発を行い、理解促進を図ります。	

(2)	■ヤングケアラー対策の検討	子育て支援課
	市関係機関と情報共有を促進し、適切な支援につなげられるよう相談支援体制の連携強化を図ります。	

III 子育て当事者への支援



基本施策1 子育てに関する経済的負担の軽減

	■福祉医療費助成事業の実施	市民環境課
①	乳幼児の健康の保持および増進を図るため、乳幼児・子ども医療費（高校生等18歳に達する日（誕生日の前日）以後最初の3月31日まで）の助成を引き続き行っています。	
	■出産祝金の支給	子育て支援課
②	国および県の制度を活用し支援するほか、第3子以降の子を出産し、養育している父母に、出産祝金を支給します。	
	■保育料の軽減	子育て支援課
③	「岐阜県第3子以降保育料等無償化事業費補助金」を活用して、第3子以降の児童に係る保育料および副食費を無償化し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。	
	■児童手当の支給	子育て支援課
④	子育てに係る経済的支援として、18歳到達の年度末までの子を養育する保護者等に対して、手当を支給します。	
	■児童扶養手当の支給	子育て支援課
⑤	ひとり親世帯等に係る経済的支援として、18歳到達の年度末までの子を養育する保護者等に対して、手当を支給します。	
	■児童発達支援利用者負担補助の実施	福祉課
⑥	こどもの個性を伸ばし、健やかに成長していくために0歳から2歳児の児童発達支援における保護者の自己負担を全額助成します。	
	■山県市公共交通利用支援事業の実施	企画財政課
⑦	高校生を持つ世帯の負担軽減、高校の選択肢の拡大、バス通学の促進による路線維持、さらには移住定住の促進を図るため、営業路線の通学定期券を購入して通学している学生に対して、定期券の購入費用の一部を補助する等、通学費用の負担軽減のための支援を検討します。	

基本施策2 職業生活と家庭生活の調和

	■ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	企画財政課 まちづくり・企業支援課 子育て支援課
①	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女共同参画、子育て支援、雇用環境の改善など、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消を図るための考え方や取り組みについて、市広報紙等を通して啓発活動を推進します。	

②	■地域の子育て支援への意識啓発	子育て支援課
	地域住民が、仕事と子育ての両立の困難さ、子育ての孤立化など、子育て家庭が抱える問題を理解し、子育てを地域全体で支援していくという意識を醸成していきます。広報紙や子育てボランティアの育成などを通して、あるいは自治組織を通じての啓発など、さまざまな機会を活用して理解と協力を呼びかけていきます。	

③	■時間外勤務の縮減	まちづくり・企業支援課
	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために、企業による時間外勤務の縮減など雇用環境の改善を図るよう促すとともに、個人においても、男女共同参画、子育て支援、健康の保持増進の観点からもバランスの取れた勤務時間とするよう啓発していきます。	

④	■男女共同参画関連イベントの開催	企画財政課
	こどもや子育て世代を対象にした講座・イベントの充実を通じて、男女共同参画にかかる考え方などを啓発していきます。	

⑤	■結婚・子育てにかかる企業認定	子育て支援課
	子育てしやすい職場の環境づくりに取り組んでいる企業を応援するための制度について周知します。	

IV 社会全体での支援



基本施策 1	子育て意識の醸成	
---------------	-----------------	--

①	■こども権利条例、こども基本法等の周知・啓発	子育て支援課
	こども計画に基づいた取り組みを通して、制度の周知を図ります。	

②	■広報やまがたを通じた普及啓発	総務課・人事秘書室
	広報紙作成のスケジュールに沿って、提出された記事の掲載スペースを確保し、普及啓発に努めます。	

③	■市ホームページでのPR	総務課・人事秘書室
	事業担当課からの掲載記事を基に、各種サービス等の情報発信を行います。	

④	■若い世代の子育て意識の醸成	子育て支援課 学校教育課
	中高生の保育所・認定こども園等の訪問や交流、中学生の職場体験学習や高校生のインターンシップの受け入れによる保育体験を促進します。これらの体験の中で命の尊さや子育ての楽しさを感じることによって、健全な母性・父性を育んでいきます。	

⑤	■子育てしながら働きやすい職場環境の整備	子育て支援課
	男性の育児休暇の取得促進等や、子育てしながら働きやすい環境づくりが積極的に行われるよう、企業や事業主などへ啓発活動を行います。	

⑥	■女性相談の充実	子育て支援課
	自分自身の生き方や家族のこと、パートナーのこと、職場・近隣との人間関係など、さまざまな悩みを持つ女性の相談を受け、安心して暮らすための、助言や情報提供を行います。	
⑦	■地域住民への意識啓発	子育て支援課
	子育て家庭が安心してこどもを育てることができるよう、子育て世代だけでなく地域も巻き込んだ講座やイベントを行い、地域全体で子育てを応援する意識を啓発します。	

基本施策2 こども・若者の意見反映とこども施策の推進基盤づくり

①	■こども・若者の声の反映	子育て支援課
	市の未来を担うこどもたちが、市の将来について考え、市に対する願いや思いを伝える機会をどうつくるかを検討するとともに、まちづくりに携わる市の執行部が未来を担うこどもたちに願いや考えを伝える機会についても検討します。	
②	■男女共同参画関連イベントの開催（再掲）	企画財政課
	こどもや子育て世代を対象にした講座・イベントの充実を通じて、男女共同参画にかかる考え方などを啓発していきます。	
③	■結婚・子育てにかかる企業認定（再掲）	子育て支援課
	子育てしやすい職場の環境づくりに取り組んでいる企業を応援するための制度について周知します。	
④	■学校説明・外部評価の推進、学校評価システム構築事業	学校教育課
	定期的に学校評価、児童アンケート、保護者アンケートを実施し、保護者（地域）に公表するとともに、改善の方途を提示します。	
⑤	■子ども・子育て会議の運営	子育て支援課
	山県市子ども・子育て会議規則に基づき運営します。こどもに関わる施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を会議で審議し、意見を聴取します。	
⑥	■見守り活動の推進	学校教育課
	こどもが安全に登下校できるよう、地域住民等による見守り活動を推進します。	
⑦	■こども家庭センターの設置・運営	子育て支援課
	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関としてこども家庭センターを設置します。母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応を行います。また、こどもサポートセンター等と連携協力していきます。	
⑧	■こどもサポートセンターの設置・運営	学校教育課
	小学生・中学生・高校生やその保護者のワンストップ窓口として、こどもサポートセンターを設置し、こども家庭センター等関係機関と連携して、困っているこども、悩んでいる保護者を支援します。	

5. 目標指標

目標指標	現状値 (R5)	目標指標 (R10)
地域における子育て環境や支援への満足度 (「満足度が低い1～満足度が高い5」のうち「4」および「5」の合計割合)		
就学前児童の保護者アンケート	54.9%	60.0%以上
小学生保護者アンケート	42.5%	50.0%以上
山県市における子育て支援策によって、こどもをさらに持ちたいと考えるきっかけになったか（「なった」+「少しなった」の合計割合）		
就学前児童保護者アンケート	37.8%	40.0%以上
小学生児童保護者アンケート	22.9%	30.0%以上
ヤングケアラーという言葉を知っているか（「言葉も内容も知っている」の割合）		
就学前児童保護者アンケート	68.9%	70.0%以下
小学生児童保護者アンケート	75.0%	80.0%以下
お子さんがこれまでに受けた乳幼児健診に満足しているか（「満足している」の割合）		
就学前児童保護者アンケート	80.4%	85.0%以上
お子さんは朝食を食べているか（「ほとんど毎日食べる」の割合）		
就学前児童保護者アンケート	92.3%	95.0%以上
小学生児童保護者アンケート	88.4%	95.0%以上
お子さんは朝食に「主食」「主菜」「副菜」をそろえて食べているか (「主食・主菜・副菜をそろえて食べている」の割合)		
就学前児童保護者アンケート	22.6%	30.0%以上
小学生児童保護者アンケート	18.9%	30.0%以上
0～2歳児の保育料の無償化、給食費の無料化等の無償化施策等をどのように評価していますか。 (「非常に評価している」の割合)		
就学前児童保護者アンケート	73.6%	80.0%以上
小学生児童保護者アンケート	63.4%	70.0%以上



第4章

子ども・子育て支援事業 (量の見込みと確保策)

第4章 子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保策）

1. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めることとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となります。実態に応じて、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することもできます。

本市においては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた施設利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、市全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策

各年度における教育・保育の量の見込みについては、おおむね以下のような手順で算出しました。

（1）各年度の年齢別こどもの数を推計



（2）（1）で算出した年齢別こどもの数の推計値と、各サービスの対象年齢、ニーズ調査による利活用意向を加味して、見込み量を算出



（3）（2）で算出された見込量をフォローできる量を、現場での実際の状況、施策の重要度を勘案して算出

(1) こども推計人口

各年度のこども推計人口（0～17歳）は次のとおりです。令和6年度の住民基本台帳人口および「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に推計しています。

令和11年には令和6年度の2,978人から466人減少して2,512人になると推計されます。年齢別にみると、全ての年齢で減少しています。

図表4-2-1 目標年度のこども推計人口（0～17歳）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～17歳	2,978	2,885	2,792	2,699	2,605	2,512
0～2歳	314	304	294	285	275	265
0歳	102	99	96	92	89	86
1歳	105	102	98	95	92	89
2歳	107	104	100	97	94	90
3～5歳	411	398	385	372	360	347
3歳	127	123	119	115	111	107
4歳	129	125	121	117	113	109
5歳	155	150	145	140	136	131
6～8歳	450	436	422	408	394	380
6歳	138	134	129	125	121	116
7歳	157	152	147	142	137	132
8歳	155	150	145	140	136	131
9～11歳	571	553	535	517	500	482
9歳	189	183	177	171	165	159
10歳	198	192	186	179	173	167
11歳	184	178	172	167	161	155
12～14歳	597	578	560	541	522	504
12歳	200	194	187	181	175	169
13歳	199	193	187	180	174	168
14歳	198	192	186	179	173	167
15～17歳	635	615	595	575	556	536
15歳	222	215	208	201	194	187
16歳	193	187	181	175	169	163
17歳	220	213	206	199	192	186

資料：住民基本台帳（各年度ともに4月1日現在）

（2）子育て支援事業の提供体制

本市の子育て支援事業の提供体制は、令和5年度時点では下表のとおりとなっています。

①保育所入所状況（令和5年度）

運営形態	施設類型	施設名	定員数(人)	入所数(人)	入所率(%)
私立	幼保連携型 認定こども園	高富保育園	184	156	84.78%
私立	保育所	富岡保育園	140	99	70.71%
公立	保育所	梅原保育園	48	27	56.25%
公立	保育所	大桜保育園	57	33	57.89%
公立	保育所	伊自良保育園	92	51	55.43%
公立	保育所	富波保育園	39	19	48.71%
公立	保育所	みやま保育園	100	63	63.00%
合計			660	448	67.87%

②幼稚園入所状況（令和5年度）

運営形態	施設類型	施設名	定員数(人)	入所数(人)	入所率(%)
私立	幼稚園	はなぞの北幼稚園	320	289	90.31%

（3）教育・保育の提供体制

①保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

	教育・保育給付 認定区分		
	1号認定	2号認定	3号認定
子どもの年齢	3～5歳	3～5歳	0～2歳
保育の必要性	なし	あり	あり
利用できる施設等	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園	保育所、認定こども園 地域型保育事業
利用区分 (利用できる時間)	教育標準時間 (1日4時間程度)	＜月120時間以上就労・出産・疾病等＞ 保育標準時間(1日11時間まで)	＜月64時間以上就労・求職中・育児休業中＞ 保育短時間(1日8時間まで)

②認定基準

就労	1月において、64時間以上労働(日常の家事以外の仕事)をすることを常態としていること。
妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができないこと。(出産予定日の6週間前の月初から、出産の8週間後の末日まで)
疾病・障がい	疾病、負傷または心身の障がいのため保育をすることができないこと。
介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護または看護していること。
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
求職活動	求職活動を継続的に行っていること。
就学	就学または、就業訓練を受けていること。
虐待・DV	児童虐待や配偶者からの暴力のおそれがあり、保育を行うことが困難であること。
その他	上記に類するものとして、市長が認める事由であること。

※育児休業中の場合はその児童を家庭で保育することができるため、原則、入園の対象にはなりません。ただし、育児休業を取得した時点において、すでに入園している児童がいる場合は継続して保育所に通うことができます。その場合、復職することが前提となります。

③教育・保育の種類

区分	施設・事業	概要
教育・保育施設	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て支援を行う施設
	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
	保育所	就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
地域型保育事業	小規模保育事業	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、決め細やかな保育を行う事業
	家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行う事業
	居宅訪問型保育事業	障がい、疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業
	事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設等で、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育する事業

(4) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

子どもの人口は減少傾向にあり、利用者も徐々に減少していくものと見込まれています。

前述のとおり、親の就労状況の変化、教育・保育施設利用時間の長時間化など、子ども・若者を取り巻く環境が変化し、幼児期の教育・保育ニーズも多様化しており、量の見込みと確保方策はもちろんのこと、多様化するニーズに柔軟に対応できる体制を整えて対応していきます。

令和7年度	1号認定	2号認定		3号認定		
	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	教育ニーズ		保育ニーズ			
量の見込み(A)	90	51	261	42	66	78
確保方策(B)	155		317	47	80	94
特定教育・保育施設(a)	15		317	45	76	85
(a)に含まれない幼稚園 ^{※1}	140					5
地域型保育事業 ^{※2}				2	4	4
過不足(C) = (B) - (A)	14		56	5	14	16

※1：特定教育・保育施設に該当しない（新制度に未移行の）幼稚園

※2：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

(注) 山県市には企業主導型保育施設の地域枠を含め認可外保育施設はありません。

令和8年度	1号認定	2号認定		3号認定		
	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	教育ニーズ		保育ニーズ			
量の見込み(A)	87	49	252	41	64	75
確保方策(B)	167		308	47	80	93
特定教育・保育施設(a)	27		308	45	76	84
(a)に含まれない幼稚園 ^{※1}	140					5
地域型保育事業 ^{※2}				2	4	4
過不足(C) = (B) - (A)	31		56	6	16	18

令和9年度	1号認定	2号認定		3号認定		
	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	教育ニーズ		保育ニーズ			
量の見込み（A）	84	48	244	39	62	73
確保方策（B）		167	308	47	80	93
特定教育・保育施設（a）		27	308	45	76	84
（a）に含まれない幼稚園 ^{※1}		140				5
地域型保育事業 ^{※2}				2	4	4
過不足（C） = (B) - (A)		35	64	8	18	20

令和10年度	1号認定	2号認定		3号認定		
	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	教育ニーズ		保育ニーズ			
量の見込み（A）	81	46	235	38	60	70
確保方策（B）		167	308	47	80	93
特定教育・保育施設（a）		27	308	45	76	84
（a）に含まれない幼稚園 ^{※1}		140				5
地域型保育事業 ^{※2}				2	4	4
過不足（C） = (B) - (A)		40	73	9	20	23

令和11年度	1号認定	2号認定		3号認定		
	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	教育ニーズ		保育ニーズ			
量の見込み（A）	79	44	227	37	57	68
確保方策（B）		167	308	47	80	93
特定教育・保育施設（a）		27	308	45	76	84
（a）に含まれない幼稚園 ^{※1}		140				5
地域型保育事業 ^{※2}				2	4	4
過不足（C） = (B) - (A)		44	81	10	23	25

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

延長保育事業、預かり保育事業、病児・病後児保育事業など、以下に示す地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、子どもの育ちと子育てを支援していきます。

《 地域子ども・子育て支援事業の項目》

No	対象事業	No	その他の事業
(1)	延長保育事業	①	親子健康手帳（母子健康手帳）の交付
(2)	病児・病後児保育事業	②	妊婦健康診査事業
(3)	利用者支援事業【基本型、こども家庭センター型】	③	妊婦教室
(4)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	④	妊婦歯科健診（妊婦教室と同時開催）
(5)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	⑤	妊娠期、産褥期の支援
(6)	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	⑥	新生児聴覚検査助成
(7)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	⑦	乳幼児訪問
(8)	乳児家庭全戸訪問事業	⑧	乳幼児健診
(9)	養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	⑨	乳幼児相談
(10)	地域子育て支援拠点事業	⑩	乳幼児教室
(11)	一時預かり事業	⑪	地域療育支援
(12)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	⑫	予防接種
(13)	子育て世帯訪問支援事業	⑬	はみがきけんしん（フッ化物塗布）
(14)	児童育成支援拠点事業	⑭	自然体験保育
(15)	親子関係形成支援事業	⑮	保育所食育活動
(16)	妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援の制度化）	⑯	フッ化物洗口
(17)	産後ケア事業	⑰	小中学校におけるブラッシング指導（歯科健康教育）
(18)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	⑱	思春期の支援
		⑲	ワーク・ライフ・バランス

（1）延長保育事業

子育て支援課、各保育所・認定こども園・幼稚園					
概要	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日および利用時間以外の日、時間において、保育所等で保育を実施する事業です。				
現状 (第二期計画実績)	希望どおりに延長保育を提供できています。				
量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数実績	182	180	174	171	166
量の見込みと確保方策	149	59	141	234	200（見込）
量の見込み①	187	181	175	169	163（見込）
確保方策②	187	181	175	169	163
②-①	0	0	0	0	0
今後の方向性	今後もニーズに応えられる体制を継続し対応に努めていきます。				

(2) 病児・病後児保育事業

子育て支援課					
概要	病児について、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。				
現状 (第二期計画実績)	市内外の病児病後児保育施設の利用は感染症疾患等により増加しました。				
量の見込み	令和2年度 291	令和3年度 278	令和4年度 274	令和5年度 261	令和6年度 253
延べ利用人数実績	67	219	254	291	253（見込）
量の見込みと確保方策	令和7年度 量の見込み① 確保方策② ②-①	令和8年度 245 237 0	令和9年度 229 229 0	令和10年度 221 221 0	令和11年度 213 213 0
今後の方向性	現在協定を締結している岐阜市、関市、各務原市と協定を継続して、今後とも必要な提供体制の確保に努めるとともに、必要に応じて関係機関と協議していきます。				

(3) 利用者支援事業【基本型、こども家庭センター型】

こども家庭センター 利用者支援事業（基本型：高富児童館）					
概要	こどもまたはその保護者の身近な場所で、子どもの成長・発達の確認、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ育児等の相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。				
現状 (第二期計画実績)	全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関としてこども家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応を行います。利用者支援事業（基本型）では、こども家庭センターと連携して、当事者の目線に立った、寄り添い型の支援として出張ひろば、乳幼児教室などに利用者支援専門員が向き、出張相談を実施しています。				
量の見込み	令和2年度 2	令和3年度 2	令和4年度 2	令和5年度 2	令和6年度 2
開設施設数	2	2	2	2	2
量の見込みと確保方策	令和7年度 量の見込み① 確保方策② ②-①	令和8年度 2 2 0	令和9年度 2 2 0	令和10年度 2 2 0	令和11年度 2 2 0
今後の方向性	こども家庭センターおよび利用者支援事業（基本型）が支援の関係機関である保育所・認定こども園等と連携して、情報提供や相談支援を継続することとし、専門の相談員の配置や多言語対応への取り組みについては、状況に応じて将来的な実施の検討をします。また、出生届出時に出生から子育て期までの子どもの状況を保護者等が記録として残し、保護者および関係機関の支援の参考とするためのサポートファイルを配布し、より適切な支援の提供に努めています。				

(4) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

子育て支援課	
概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用および日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する事業です。
現状 (第二期計画実績)	新制度に移行していない幼稚園の給食費のうち副食費について、年収 360 万円未満世帯のこどもまたは、所得階層にかかわらず第3子以降のこども（小学校3年生終了前の最長子を第1子と数えて、3人目以降）を対象に補足給付を実施しました。
今後の方向性	現在協定を締結している岐阜市、関市、各務原市と協定を継続して、今後とも必要な提供体制の確保に努めるとともに、必要に応じて関係機関と協議していきます。

(5) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

子育て支援課	
概要	認定こども園において私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状または保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助する事業です。
現状 (第二期計画実績)	令和5年度から認定こども園に1園が移行しましたが、事業の該当はありません。
今後の方向性	今後も該当の有無について随時確認し、必要時に活用できるよう周知していきます。

(6) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

こどもげんきはうす					
概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を提供し、就労する保護者を支援する事業です。				
現状 (第二期計画実績)	保護者の就労等により昼間の家庭での保護指導を受けることができない児童を対象に、保護者等に代わって児童の生活指導および遊びの促進等を実施しています。また、待機児童を発生させることなく保護者のニーズに応えています。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	248	257	255	253	243
実人數	232	213	212	223	233(見込)
量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	234	232	226	219	210
確保方策②	234	232	226	219	210
②-①	0	0	0	0	0
今後の方向性	配慮を要する児童対応や対象学年の拡充、それに伴い令和7年度に高富小学校クラブの支援単位を増加することにより、必要となる支援員の確保や、クラブ未開設校の実施について、より良い支援環境整備など引き続き協議していきます。				

(7) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

子育て支援課					
概要	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設に委託し、必要な養育を行う事業です。				
現状 (第二期計画実績)	令和4年度に1人の利用がありました。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	16	16	15	15	15
延べ人數実績	0	0	1	0	1(見込)
量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	10	10	15	15	15
確保方策②	10	10	15	15	15
②-①	0	0	0	0	0
今後の方向性	本市では、利用が少ない事業でありますが、保護者の希望を尊重した子育て支援を展開していく中で、必要な保護者には提供していけるよう継続実施します。				

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

子育て支援課					
概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の健康状態の確認と子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。				
現状 (第二期計画実績)	出生した全ての母子に対して訪問を行いました。訪問では、母子の健康状態や育児状況などを確認し、子育て支援情報の提供や、育児相談・保健指導を行っています。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	140	138	136	134	132
延べ人数実績	113	93	95	111	80（見込）
量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①（%）	100	100	100	100	100
確保方策②（%）	100	100	100	100	100
②-①	0	0	0	0	0
今後の方向性	今後も引き続き実施し、適切な情報提供が行えるようスタッフ間で共通認識を持つとともに、支援が必要な場合は速やかに関係機関と連携がとれるようにし、目標100%を達成するよう事業を推進していきます。				

(9) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
《 養育支援訪問事業 》

子育て支援課					
概要	養育支援（児の発達確認や母親の育児支援等）が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、こどもたちが健全に成長し、母親が安心して育児ができるよう支援を行う事業です。				
現状 (第二期計画実績)	子育てに対して不安や孤立感等を抱えたり、さまざまな原因で養育支援が必要な母子が増えており、本市では、妊娠届出書の情報と面談時の様子をもとに、妊娠期から支援の必要の有無、赤ちゃん訪問や健診時の様子から支援の必要の有無など、地区担当の保健師が状況に応じて電話や訪問を行っています。また、関係機関と連携を図りながら支援を行っています。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	25	25	20	20	20
延べ人数実績	30	39	24	15	15（見込）
量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	15	14	14	13	13
確保方策②	15	14	14	13	13
②-①	0	0	0	0	0
今後の方向性	今後も継続していきます。迅速に対応できるように、妊娠届出書の情報と面談時の様子をもとに、支援の必要の有無について妊娠期から判断をし、地区担当保健師が状況に応じて妊娠期から電話・訪問、児童扶養手当等の手続時の面接、乳児家庭全戸訪問等で確実に状況を把握していきます。 対象にかかわるスタッフが情報を共有できるよう、要支援者台帳を作成し共通認識を持ってかかわるようにするとともに、対象者の支援を確実に行っていきます。				

《 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 》

子育て支援課	
概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。
現状 (第二期計画実績)	山県市要保護児童対策およびDV防止対策地域協議会として、本市における支援対象児童等の早期発見および適切な保護またはケアを図るため、親子双方に寄り添い地域の関係機関と連携し、情報共有をしながら実施しています。また、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議等を開き対応にあたっています。

(10) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター					
概要	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。				
現状 (第二期計画実績)	新型コロナウイルスが5類感染症となり、人数制限をなくしたため、行事もコロナ禍前と同じように実施できるようになり、利用者の増加につながっています。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	12,150	12,427	12,309	12,193	12,047
延べ利用人数実績	6,118	5,305	6,596	10,323	11,500（見込）
量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	11,140	10,781	10,421	10,061	9,701
確保方策②	11,140	10,781	10,421	10,061	9,701
②-①	0	0	0	0	0
今後の方向性	現状施設での実施で提供必要量を充足しているものの、事業実施場所から遠方になるにつれ、利用者数が減少しているという問題があるため、令和7年度から拠点を1か所増やし、事業拡充を図ります。				

(11) 一時預かり事業

子育て支援課、各保育所・認定こども園・幼稚園					
概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かる事業です。				
現状 (第二期計画実績)	令和5年度は利用希望者が少なかったため、延べ利用人数が減少しましたが、希望どおりの一時預かり事業を提供できています。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	385	369	358	345	337
延べ利用人数実績	135	148	206	163	160（見込）
量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	150	145	140	135	131
確保方策②	150	145	140	135	131
②-①	0	0	0	0	0
今後の方向性	今後も利用者のニーズに応えられる体制と今後の人員配置の両面を考えながら対応に努めていきます。				

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て支援センター					
概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する人（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。				
現状 (第二期計画実績)	令和5年度から、地域で安心して子育てができるよう、子育ての援助を受ける依頼会員の負担軽減を図るとともに、援助会員の援助意欲向上および援助会員の増加を図るために補助を実施しました。 1、2月の依頼82件に対し、雪による道路事情などの理由でキャンセルが68件あり、実働件数が11件だったため、全体の実績に影響しました。 依頼会員（75人）に対し、援助会員（25人）が少ないのが課題です。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	150	150	150	150	150
延べ人数実績	76	111	145	77	80（見込）
量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	77	75	72	70	67
確保方策②	77	75	72	70	67
②-①	0	0	0	0	0
今後の方向性	事業の利用案内の広報とともに、依頼会員のニーズに対応できるように、援助会員の募集等を実施します。				

(13) 子育て世帯訪問支援事業

子育て支援課	
概要	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。
今後の方向性	支援を必要とする家庭が利用できるよう、事業者の参入を促すと共に、事業の周知を図っていきます。

(14) 児童育成支援拠点事業

子育て支援課	
概要	養育環境に課題を抱え家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える課題に応じて生活習慣のサポート、学習の支援、進路の相談、食事の提供等を行うとともに、児童およびその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぐことや、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。
今後の方向性	児童福祉法で行うものとされている事業であるため、早期実施を目指して社会資源の確保・実施に向けての調査研究・検討等を行うこととします。

(15) 親子関係形成支援事業

学校教育課、子育て支援課					
概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。				
量の見込みと確保方策	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）②	10	10	10	10	10
確保方策（人）①	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0
今後の方向性	子育てに悩みを抱える保護者と児童が適切な関係を築いていくよう、事業の継続を図ります。				

(16) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援の制度化）

子育て支援課	
概要	妊娠届出時から、全ての妊婦、子育て家庭に寄り添い、切れ目のない支援を実施するために、保健師が面談等で個別相談を実施する事業です。
今後の方向性	核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないため安心して出産・子育てができる環境を整えていきます。

(17) 産後ケア事業

子育て支援課	
概要	心身ともに不安定になりやすい産後の時期に、母体の回復および母子のケア・育児指導等を目的として、出産後 4 か月までの母子を対象に、「宿泊型」または「通所型」の方法で医療機関施設を利用できる事業です。
現状 (第二期計画実績)	利用するうえで、個人負担金が発生するため経済的負担がある点と、本サービスは産婦および出生児の利用であるため、利用時の上の子の預かり先を確保しなければならない課題があります。
今後の方向性	産後の時期に必要な人に適切なタイミングで利用してもらえるよう、事業について広く周知し、妊娠期から不安や家族の協力体制、生活背景等の様子を把握していく中で、事業の利用が望ましい対象者とは産前からより十分なコミュニケーションを図っていくことが必要です。また、出生届出時や産婦健診結果、乳児家庭全戸訪問等において、産後の状況を把握したうえで必要と考えられる場合には、速やかに対応し利用を勧めていきます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

子育て支援課					
概要	保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。				
量の見込みと確保方策	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）②	—	11	11	10	10
確保方策（人）①	—	11	11	10	10
②-①	—	0	0	0	0
今後の方向性	令和 8 年度の事業実施に向けて、事業を周知し、全ての利用希望者を受け入れられるよう環境を整えていきます。				

■その他の事業

①親子健康手帳（母子健康手帳）の交付

子育て支援課					
概要	市町村は、妊娠の届出をした者に対して、親子健康手帳（母子健康手帳）を交付し、妊娠、出産および育児に関する一貫した健康記録として、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導を行うものです。				
現状 (第二期計画実績)	原則、地区担当保健師が親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に全数面接をし、妊娠期からの信頼関係を築く機会としています。出産や育児期に渡って継続支援が必要と判断した場合には、関係機関と連携しながら関わるようしています。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	118	116	114	112	110
交付実人数	113	96	110	80	100
量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	107	103	100	96	93
確保方策②	107	103	100	96	93
②-①	0	0	0	0	0
今後の方向性	今後もニーズに応えられる体制を継続し対応に努めていきます。				

②妊婦健康診査事業

子育て支援課					
概要	妊婦が適切な時期に健康診査を受け、安心安全な出産が迎えられるよう、妊婦健康診査の費用を一部負担する事業です。				
現状 (第二期計画実績)	妊娠届けのあった妊婦に対し、合計 14 回(基本健診・超音波検査・子宮頸がん検診など)の健診費用の一部助成を行いました。契約医療機関以外の医療機関で受診した場合でも、償還払い対応し、さまざまなニーズに応えています。また、産婦に対して、産後 2 週間、4 週間の 2 回分の産婦健診費用の助成を行いました。診察などによる身体的な状態の評価とともに、エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS) による産後の精神的な状態も評価し、産後の支援につなげています。令和 3 年度からは医療機関契約にて実施したが、契約医療機関以外を受診した場合でも、償還払い対応し、さまざまなニーズに応えています。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	1,501	1,479	1,457	1,435	1,414
延べ利用回数実績	1,389	1,171	1,252	1,169	1,100 (見込)
量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,066	1,031	997	962	928
確保方策②	1,066	1,031	997	962	928
②-①	0	0	0	0	0
今後の方向性	今後も継続して、妊婦の経済的負担の軽減をはかるとともに、妊娠中の健康管理を実施していきます。				

③妊婦教室

子育て支援課					
概要	妊娠中の重要な健康管理の一つとして口腔内を健康に保つため、妊婦歯科健診および歯科保健教育を行い、併せて地域で一緒に子育てをしていく妊婦同士の交流会や、妊娠・出産・育児における情報提供を妊婦教室で行う事業です。				
現状 (第二期計画実績)	親子健康手帳（母子健康手帳）交付の面談時に、妊婦教室の紹介と参加の呼びかけを行っていますが、参加人数の少なさから、妊婦同士の交流が十分にできていないのが課題です。〔※令和6年度までの量の見込みは妊婦全てを対象としていましたが、令和7年度以降の量の見込みについては、実績に基づき市の教室参加者としました。〕				
量の見込み（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（人）	140	138	136	134	132
量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①（人）	18	26	17	24	20
確保方策②（人）	19	19	18	17	17
②-①	0	0	0	0	0
今後の方向性	参加者である妊婦のニーズに合わせた内容を検討しながら、魅力ある教室づくりを行っていくとともに、参加者へのより効果的な周知方法を検討していきます。				

④妊婦歯科健診（妊婦教室と同時開催）

健康介護課、子育て支援課	
概要	妊娠期は、生まれてくる赤ちゃんへのむし歯菌等の母子感染を防ぐためのむし歯予防を始める大切な時期です。妊娠期の口腔内はホルモンバランスの変化から、妊娠性歯肉炎等の口腔トラブルも発生しやすくなります。出産までに1回、妊婦歯科健診・歯科保健教育を行う事業です。出産後の育児に対する情報提供や妊婦同士の交流をする妊婦教室を同時開催しています
今後の方向性	今後も妊娠期における歯科健診の必要性を周知し実施していきます。

⑤妊娠期、産褥期の支援

子育て支援課、子育て世代包括支援センター	
概要	子育て世代包括支援センターにおいては、妊娠期から子育て期にかけての切れ目がない支援を提供するため、地区担当保健師が親子健康手帳（母子健康手帳）交付時から対象者に対して、顔の見える関係での支援体制を心がけています。育児が始まる前の妊娠期から十分に話を聞き、心配事や不安への対応方法を共に考え、育児にかかる人々の支援機関としての役割を目指します。
今後の方向性	妊娠から出産・育児と特に変化の大きい時期に、適切なタイミングで適切な支援をしていく必要があります。スタッフのスキルアップのための研修会への参加や、携わる関係機関と連携を図りながらチームで支援をしていく体制整備を進めていきます。

⑥新生児聴覚検査助成

子育て支援課	
概要	新生児聴覚検査助成事業は、受診しやすい環境を整えるため検査費用の一部助成を行っています。出産後、入院中に医療機関で実施されることが多いため、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に費用助成について説明しており、検査の実施はほぼ100%です。再検査が必要な方へは、適切に検査を実施していくよう確認をしていきます。
今後の方向性	今後も、聴覚障がいの早期発見、早期療育を目的とし実施していきます。費用助成について、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時、出生届時等いろいろな機会を通じて説明し、周知を図ります。

⑦乳幼児訪問

子育て支援課	
概要	保健師や栄養士が、随時乳幼児の自宅や保育所・認定こども園・幼稚園・ピッコロ療育センター等に訪問しています。乳幼児の発達状況の確認をするとともに、保護者の育児状況についても助言が必要なケースが増えており、継続的に寄り添った支援を行っています。令和4年度は延べ490件、令和5年度は延べ312件（乳児全戸訪問を除く）の訪問を実施しました。
今後の方向性	今後も、継続して実施していきます。支援が途切れる事のないよう、フォローバック体制を整えるとともに、訪問が確実に行えるよう時期の管理をしていきます。

⑧乳幼児健診

子育て支援課					
概要	現在、3・4か月児健診、10・11か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の4つの健康診査を成長発達確認・疾病の早期発見・安心して育児を行うことができる保育環境の確認と支援を目的に実施しています。				
現状 (第二期計画実績)	受診率はほぼ100%であり、未受診者には電話連絡や訪問等を行い確実に対象児・保護者と会い、乳幼児の成長発達や健康状態を確認しています。				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み (%)	100	100	100	100	100
実績値 (%)	98	98	100	100	100
量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み① (%)	100	100	100	100	100
確保方策② (%)	100	100	100	100	100
②-①	0	0	0	0	0
今後の方向性	今後も継続して実施していきます。健診が効率よく円滑に進むように体制や方法を見直していきます。また、健診の実施時期や内容については、保護者の育児支援やこどもたちの健康状態を確実に確認でき、こどもたちが健やかに成長できるよう、現状やニーズをふまえ、国の動向や他市町村の実施状況などを鑑み、より良い健診となるよう検討を重ねていきます。				

⑨乳幼児相談

i 乳幼児相談

子育て支援課	
概要	月に1回、身長体重測定・保健相談・栄養相談を行っています。また、健診後の児の成長発達のフォローの場ともなっています。令和元年度から待ち時間に木育教室を利用してもらうことで、相談者の待ち時間を有効に使えるように工夫しています。令和4年度は延べ20人、令和5年度は延べ36人が利用しました。 月によっては市内子育て支援施設の行事と重なることもあります。また、部屋の中に利用者が複数いる状態で相談を行うこともあります。相談者のプライバシーに配慮した会場設定等や運営方法を検討していく必要があります。
今後の方向性	今後も継続して実施していきます。日程については、参加者が利用しやすいようにできる限り調整していきます。また、相談者のプライバシーに配慮した環境や実施方法で行い、より利用者が安心して気軽に利用できる場にしていきます。

ii すこやか相談

子育て支援課	
概要	臨床発達心理士が子どもの発達段階を確認し、家庭でのかかわり方や集団生活（保育所・認定こども園・幼稚園等）における支援方法等を共に考える場として提供しています。子どもの発達検査を行うとともに、保護者の子育てにおける悩みや対応方法について相談に応じます。保育所・認定こども園・幼稚園に通園している幼児については、保護者の同意を得て担任も同席し、園でのかかわり方について共に検討しています。対象者は、およそ1歳6か月児健診後～未就学の幼児と保護者で、令和4年度は延べ20人、令和5年度は延べ28人が利用しました。相談については、健診時に保健師から、保育所・認定こども園・幼稚園で保育士等から紹介しています。健診結果は書面で保護者に渡し共有しています。
今後の方向性	今後も継続して実施していきます。すこやか相談がさらに利用しやすいものとなるよう、チラシを健診や保育所・認定こども園・幼稚園で配布するなど、広く周知していきます。

iii 子育て家族こころの相談室

子育て支援課	
概要	令和元年度から開始した事業で、子育て中の保護者や子育て支援関係者を対象に、臨床心理士が子育てや家庭に関する悩みを聞き、その内容を整理し対応方法を共に考える場として提供しています。乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、保育所・認定こども園、幼稚園等でチラシを配布し周知しています。精神面での支援を必要とする保護者の相談が多い状況です。令和4年度は延べ3人、令和5年度は延べ4人が利用しました。
今後の方向性	今後も継続して実施していきます。この支援を必要とする人に気軽に利用してもらえるように、家庭訪問や健康診査で個別に案内する等周知方法や実施体制を検討していきます。

⑩乳幼児教室

子育て支援課	
概要	6・7か月児健康教室は、離乳食指導を中心とした教室で、初めて「食べる」ということを意識する大切な時期に、発達を促す児へのかかわりも含めて実施しています。対象月齢児全数を対象としていますが、8割以上の参加がみられます。木育教室は平成29年度から開始し、市の特徴である木で作られたおもちゃを使って子どもとのかかわりを深めることを目的に実施し、希望者が自由に参加できる教室です。乳幼児相談と同時にを行うことで、気軽に参加でき、乳幼児相談の待ち時間を解消とともに、おもちゃコンサルタントマイスターから自然素材の木のおもちゃを有効に使った遊び方の提案をすることができました。令和4年度は64人、令和5年度は74人の参加がありました。
今後の方向性	現在、6・7か月児健康教室、木育教室を実施していますが、乳幼児を取り巻く環境は常に変化をしています。随時参加者のニーズや課題に対して、常にスタッフ間で協議を持ちながら、適切な支援ができるような教室を実施していきます。

⑪地域療育支援

子育て支援課、ピッコロ療育センター、各保育所・認定こども園、各小学校	
概要	<p>成長や疾病・発達・社会性の弱さ・養育姿勢（環境）の不十分さ・育児不安等さまざまな支援が必要な児や保育者が多くなっています。こどもたちが健やかに成長し、就学を迎えることができるよう、途切れのない支援を行っています。</p> <p>〔具体的取り組み〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地区担当保健師が妊娠期から就学までを支援 ➢ ピッコロ、作業療法士による保育所・認定こども園での訪問支援 ➢ ピッコロ療育センター利用者についての連携 ➢ 小学校への引継ぎ・1年生訪問
今後の方向性	今後も、こどもたちが個性豊かに楽しく園生活を送るための必要な支援を受けることができるよう、保育所・認定こども園・幼稚園・児童館・ピッコロ療育センター・教育センター・母子保健担当・障がい福祉担当・学校教育担当等こどもたちを取り巻く機関が連携をとり、支援していきます。

⑫予防接種

子育て支援課	
概要	<p>予防接種は、個人の感染予防・重症化の防止ということだけでなく、多くの人が接種を受けることにより感染症のまん延を防止するという社会的な意義を持っています。実施している予防接種は、予防接種法に基づく定期予防接種と任意予防接種です。任意予防接種は、先天性風しん症候群を予防するための風しん予防接種と妊婦・こどもインフルエンザ予防接種の費用の助成を行っています。</p> <p>予防接種は、多くの人が接種しないと感染症のまん延を防ぐことができないため、接種率を高めていく必要があります。</p>
今後の方向性	引き続き定期予防接種と任意予防接種を実施していきます。予防接種の目的や有効性について、広報・ホームページで周知を図るとともに個別通知による未接種者への接種勧奨を実施し接種率の向上を図ります。

⑬はみがきけんしん（フッ化物塗布）

健康介護課、子育て支援課						
概要	実績					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	38.0	39	40	41	42	43
1歳	32.0	33	34	35	36	37
2歳	15.0	16	17	18	19	20
0～6歳	12.0	13	14	15	16	17
今後の方向性	今後はさらに乳幼児だけでなく保護者自身の定期歯科受診の大切さを周知し、家族ぐるみの定期歯科健診の受診を勧奨し、継続的なフッ化物塗布の必要性のPRを強化していきます。					

⑭自然体験保育

子育て支援課、各保育所	
概要	自然の中で活動することを通じ、園児が自ら持つ学び成長する力を十分に發揮させ、豊かな感性を育てること目的に、令和元年度から市立保育所で実施しています。子育て世代等において、身近にある豊かな自然を生活環境の一部として接することが極めて少ない現状で、こどもたちが自然の中で健やかに活動するにあたり、地域の自然の現状・活用方法に関する知識向上を図ることが課題となります。
今後の方向性	市内における保育所をはじめとした全てのこどもが自然体験を行えるよう、地域全体で自然を活用した事業が持続できる環境を整備します。また、自然素材の木のおもちゃや木製品等を有効に配置し、木のぬくもりに触れ情緒を育みます。

⑮保育所食育活動

子育て支援課、各保育所	
概要	市内全保育所では保育所食育計画に基づき、年齢に適した食育体験等を実施しています。年長児は、シールブックを使った教育や簡単な調理を行い五感の発達・自己達成感を高めています。年中・年少児は食への興味関心を促す事業としてエプロンシアター・紙芝居等を行う食育教室も実施しています。事業の実施には多くの人的支援が必要となるため、人材の確保と育成が必要です。また毎月 19 日は、食育の日として各保育所で食育指導も行っています。3歳未満での入園や延長保育の増加、保護者の朝食欠食の影響により園児の朝食欠食、菓子パンだけの朝食等、朝食に関する改善が必要と思われます。
今後の方向性	安全に食育体験ができるように検討を重ねながら、今後も食育体験を実施していきます。家庭での食育の情報提供として、保育所では保育業務対象システムにより、毎月の献立や給食の写真配信を継続していきます。朝食に関する課題にも、乳幼児健診等の保護者と接する機会を利用して行動変容につながる情報提供を行っていきます。

⑯フッ化物洗口

健康介護課、子育て支援課、各保育所・認定こども園・幼稚園、各小中学校						
実施率 (%)	実績	推計				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	98.3	98.4	98.5	98.6	98.7	98.8
今後の方向性	永久歯の生え始める年中児から永久歯がほぼ生えそろう中学3年生までの時期のフッ化物洗口は、大人になってもむし歯予防効果は持続しますので、フッ化物に対しての保護者の理解が得られるように、引き続きフッ化物洗口説明会等にて情報提供の充実を図ります。各施設において、安全にフッ化物洗口が実施できるように、保育所・認定こども園・幼稚園および小中学校との連携を強化します					

⑯小中学校におけるブラッシング指導（歯科健康教育）

健康介護課、学校教育課、各小中学校						
概要	市内の小学1年生から中学3年生までの全児童生徒対象に、フッ化物洗口を実施するだけでなく、フッ化物洗口の理解や歯と口の中の理解に加え、手入れの仕方について、発達段階に応じた歯科保健教育（ブラッシング指導）を実施しています。各学年の指導案を充実させ、「歯と口腔の健康づくりノート」を活用し、学年別クラス別授業を行っています。					
実施回数と参加人数	実績					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施回数（回）	56	54	52	51	49	47
参加人数（人）	1,050	1017	984	951	919	886
今後の方向性	近年の少子化に伴い、クラス数の減少傾向のため実施回数は減りますが、学校歯科医の先生および養護教諭と連携を強化し、授業内容の充実を図ります。					

⑯思春期の支援

子育て支援課、健康介護課、各小中学校	
概要	現在、10代の出産や保育環境の問題（シングルマザー、離婚、虐待、育児不安、親の生活に合わせた子育て）等が子育てを取り巻く環境において大きな課題としてあげられています。携帯電話やインターネット等が普及する現在、青少年のコミュニティ範囲や行動範囲は拡大してきており、性感染症や性犯罪へと安易に巻き込まれる可能性も高くなっています。 思春期以降に問題となってきたり引きこもりやリストカット・自殺対策など、こころの健康課題については、市健康介護課が中心となりワーキング会議の開催や、中学校と協力しSOSの出し方教育を実施し、こころの健康づくり担当と子育て支援課の地区担当保健師が参加しました。
今後の方向性	思春期にかかる課題を分析し、学校保健委員会等に発信する等、こどもたちを取り巻く関係者と連携を図り、課題解決に取り組みます。また、こどもたちを取り巻くさまざまな課題や悩みに対応できるよう、相談窓口をわかりやすい形で提供していきます。 適切な性情報をこどもたちに提供し、将来すこやかにこどもを産み育てていく希望を持つことができるよう、支援していきます。 令和6年度から中学校で性教育を開始し、今後は他の年齢層にも展開していくことを検討します。

⑯ワーク・ライフ・バランス

子育て支援課、企画財政課	
概要	女性の労働力率は依然として出産期にあたる年代で差が生じており、出産等による女性の離職が課題となっています。
今後の方向性	男女が同じようにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、仕事と子育ての両立を支える子育て支援サービスの拡充を図ります。また、「子育ち」応援条例について周知していきます。



第5章

資料

第5章 資料

1. 計画の策定経過

	事項	内容
令和5年10月20日	第1回山県市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援の施策展開における進捗状況・評価 ・保育園等の利用定員の見直し ・ニーズ調査
令和5年12月18日～ 令和6年1月19日	子ども・子育て支援事業計画および こども計画に関するニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童保護者アンケート 配布数 602 回収数 235 (回収率 39.0%) ・小学生保護者アンケート 配布数 776 回収数 544 (回収率 70.1%) ・中学生・高校生アンケート 配布数 392 回収数 153 (回収率 39.0%) <p>※LoGo フォームによる回答回収</p>
令和6年8月1日	第1回山県市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業の実施状況等 ・山県市こども計画の策定 ・山県市の現況 ・ニーズ調査報告 (就学前児童保護者・小学生保護者) ・中学生・高校生アンケート調査報告 ・山県市こども計画骨子 (案)
令和6年11月28日 (12月～翌1月)	第2回山県市子ども・子育て会議 パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・山県市こども計画 (案) の検討
令和7年1月☆☆	第3回山県市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・山県市こども計画 (案) の確定

2. 山県市子ども・子育て会議

(1) 山県市子ども・子育て会議規則

平成 25 年 7 月 3 日

規則第 24 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 13 条第 3 項並びに山県市附属機関設置条例（平成 25 年山県市条例第 3 号）の規定に基づき、山県市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) こども基本法第 2 条に規定するこども施策の実施に関する重要事項の協議及び連絡調整に開すること。
- (3) こども基本法第 10 条第 2 項及び法第 61 条第 1 項の規定に基づく山県市こども計画の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関し、市長の諮問に応じて調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げる事務及び策定に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) こども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) こどもの保護者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 公募の市民

3 市長は前項第 7 号に規定する市民を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

4 会議に、特別の事項を調査審議等させるため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

5 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員（前条第 2 項第 7 号に規定する者を除く。）は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議等が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長 1 人を置き、それぞれの委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

- 第7条 会議に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員又は臨時委員のうちから会長が指名する者で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査審議等の状況及び結果について、会議に報告する。
- 5 会議は、部会の議決をもって会議の議決とすることができます。
- 6 前条各項の規定は、部会の会議についてそれぞれ準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「会議」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

- 第8条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 山県市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	備考
学識経験者	三輪 聖子	岐阜女子大学 家政学部生活科学科
こども関係団体に属する者	藤田 淳	市PTA連合会代表（いわ桜小学校PTA会長）
	柏木満美子	児童養護施設若松学園長
	山田 篤子	主任児童委員代表
教育関係者	川島 誠	小中学校校長会長（伊自良北小学校長）
	河野 隆	はなぞの北幼稚園長
保育関係者	堀 貴子	保育園長代表（富波保育園）
子どもの保護者	辻 佳代	保育園保護者代表（高富保育園）
公募による市民	管野さやか	公募による市民
関係行政機関職員	大西 義彦	生涯学習課長
	平工 雅之	学校教育課長
	大村 統子	こどもサポートセンター所長
	岩田 豊実	福祉課長
	丹羽 洋子	高富児童館館長兼子育て支援センター所長
	大西 美紀	こどもげんきはうす館長

山県市こども計画

令和7年3月

発行：山県市子育て支援課

所在地：〒501-2192 岐阜県山県市高木 1000 番地 1
保健福祉ふれあいセンター1階

TEL：0581-22-6839 FAX：0581-22-2117

